

討論の申し出はございませんので、これより採決に入ります。

中国残留邦人等の円滑な帰国を促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律案に賛成の方の手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(会田長栄君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○委員長(会田長栄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(会田長栄君) 次に、児童手当法の一部を改正する法律案及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

○委員長(会田長栄君) 次に、児童手当法の一部を改正する法律案及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたしました。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたしました。大内厚生大臣。

○国務大臣(大内厚生大臣) ただいま議題となりました二法案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

戦傷病者、戦没者遺族等に対しましては、その置かれた状況にかんがみ、各種の援護措置を講じ、福祉の増進に努めてきましたところであります。児童手当法の一部を改正する法律案について申し上げます。

近年、出生率の低下傾向が続くとともに、夫婦共働き世帯の増加、核家族化や都市化の進展など、児童や家庭を取り巻く環境の変化は著しいものがあります。児童手当制度は児童を養育している家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としており、このようないふたつの役割を果たしていくことが求められております。

こうした状況を踏まえ、今般、児童手当制度の

世帯の増加などに対応したきめ細かな育児支援サービスや児童の健全育成のための事業の充実を図るために、事業主からその事業に要する費用を充てるための拠出金を徴収すること等を内容とする本改正案を提出した次第であります。

以下、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、児童手当制度の福祉施設事業につきましては、これを児童育成事業と改称し、育児に関し必要な援助を行う者または児童の健康を増進し、情操を豊かにする事業を行わ者に対する助成等の充実を図ることとしております。

第二に、事業主から徴収している拠出金につきまして、被用者に対する児童手当の支給に要する費用に加え、新たに児童育成事業に要する費用をその対象としてすることとしております。

なお、この法律の施行期日は、原則として平成六年四月一日としております。

次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案について申し上げます。

戦傷病者、戦没者遺族等に対しましては、その置かれた状況にかんがみ、各種の援護措置を講じ、福祉の増進に努めてきたところであります。児童手当法の一部を改正する法律案について申し上げます。

が、平成六年度においても、年金の支給額を引き上げる等の措置を行うことにより戦傷病者、戦没者遺族等に対する援護の一層の充実を図ろうとするものであります。

以下、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、障害年金、遺族年金等の額を恩給の額の引き上げに準じて引き上げることとしておりま

す。

第二に、子または孫に対する遺族年金の支給等について、十八歳に達する日の属する月まで行っていたのを、その日が属する年度の末までこれを延長することとしております。

以上、二法案の提案の理由及びその内容の概要

について御説明申し上げました。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(会田長栄君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○清水裏与子君 自民党の清水でございます。

私は、専ら児童手当法の一部を改正する法律案につきまして御質問させていただきたいと存じます。

二十世紀を迎えて、我が国内政上の最大の

課題は高齢化対策であろうと、いうふうに思いますが、高齢化社会といいますと、高齢者がふえてくるという問題にどうしても関心がいきやすいわけではありませんけれども、そしてまたいろんな施策も進められているわけでありますけれども、子供が少くなってくるということに対してもやはりもっと考慮が払わなければいけないというふうに私は思っております。

昨日発表されました、「二十世紀福祉ビジョン」を拝見いたしましたと、子供が健全に育ついく環境づくり、安心して子供を産み育てられる社会的支援体制の整備のために、いわゆるエンゼルプランを策定するという方向が示されておりまして、今後この分野におきます施策が一層充実されるものと期待しているところでございます。

先ほどの提案理由説明の中でもございましたけ

れども、日本は年々出生率が低下しているわけであります。

以下、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、障害年金、遺族年金等の額を恩給の額

の水準にあるということでございます。

まず、厚生大臣にお伺いしたいのですが、こういったふうに考えていらっしゃるのか、また厚生省の立場からこの問題にどのように取り組んで

いるのかという点につきまして、まずお伺いした

○国務大臣(大内厚生大臣) 御指摘のように、少子社会の進行と、いうものは我が国の民族の将来にとりまして非常に重要な問題でございます。同時に、社会保障負担の増加など、経済社会に与える影響や子供自身の成長への影響などが懸念されるところでございまして、何とかこの少子社会傾向

といふものを未然に防ぐあらゆる手段でとらなければならぬという見地から、昨日も「二十世紀福祉ビジョン」というものを作成していただきまして、これまでエンゼルプラン・ブレリュー

ドという形で対応してまいりました少子社会対策報告をちょうだいしているところでございます。

私どももこの問題の重要性にかんがみまして、あらゆる努力を傾注したいと思っておる次第でござります。

特に、子供が健やかに生まれ育つ環境づくりを進めるということとともに、最近女性の社会的な報告をちょうだいしているところでございます。

私は

も

が

で

こ

と

う

で

は

こ

と

う

で

は

こ

と

う

で

は

こ

と

う

で

は

こ

と

う

で

は

こ

と

う

で

は

こ

と

う

で

は

こ

と

う

で

は

こ

と

う

で

は

こ

と

う

で

は

こ

と

う

で

は

こ

と

う

すが、二〇〇〇年の段階においてはこれが一・六にやや回復し、また二〇一〇年の段階では一・八程度に回復してくるという予測がなされておりますが、御案内のとおり二・一までなければ現状を維持することはできないという状況でございますので、私どもはこれを深刻に受けとめて、以上申し上げたような対策を総合的に進めてまいりたい、こう考えておる次第でございます。

○清水嘉与子君 今、大臣から合計特殊出生率のアップの傾向が見られる、推計されているというお話をございましたけれども、これはやはり子供を産みたい、産んでもいいという女性があえてこなければ、そしてまた今おっしゃるようなエンゼルプラン・ブレイクード、こういった施策が進んでこなければ改善されてこない問題だと思いますので、ぜひこの問題につきましてもさらに頑張っていただきたいというふうに思うわけでございまして、本年一月から本格給付になったというふうに理解しております。

本日審議されております児童手当というのもこの重要な施策の一つだというふうに思いますし、これは平成三年の制度改正の経過期間も終わりまして、本年一月から本格給付になったというふうに理解しております。

ただ、今回新たに、児童手当制度の福祉施設事業を児童育成事業というふうに改めましてその事業を拡大するというふうになつてお伺いしたところが、まずその趣旨と必要性についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(瀬田公和君) 大臣からだいまも御説明がございましたけれども、近年の出生率の低下傾向に対応いたしまして、子供が健やかに生まれ育つための環境づくりを進めていくということは現在非常に重要な政策課題になつておるわけでございます。とりわけ、働く女性の出生率といふものが家庭においてますます女性の出生率に比べて甚だしく低くなつておりますが、子育てに伴うさまざまな負担感を解消するためのきめ細かな育児支援サービスの充実によって仕事と子育ての両立を支援していくことが特に必要になつてゐるということを示しているというふうに思いました。

児童手当制度は、先生御承知のように、家庭の生活の安定と次の世代の社会を担う児童の健全育成、資質の向上というものを目的としているものでございまして、この制度がこうした最近の状況変化に対応してよくその役割を果たしていくためには、やはり一律の現金給付だけではなくて、育児支援するためのサービスというものを特に充実させる必要があるというふうに考えておりま

す。

このため、今先生の御指摘もございましたが、児童手当制度の福祉施設事業というものを拡充強化いたしまして、共働き家庭を主な対象とした育児支援、また児童の健全育成のための各種のサービス、こういったものを充実することといたしまして、そのための財源を事業主の方々に御負担いただくということにしておるところでございます。

一方、地域における保育所とか児童館といふうな既存の公的なサービス等との連携を図る必要がある事業につきましては、これは国及び地方公共団体として行うということとしておるところでございます。

一方、地域における保育所とか児童館といふうな既存の公的なサービス等との連携を図る必要がある事業につきましては、これは国及び地方公共団体として行うということとしておるところでございます。

○清水嘉与子君 今お話を伺いましたして、この児童育成事業を拡大することはまさに結構なことだと思いますけれども、少しその概要について御説明いただきたいと思ひますし、またそれを具体的にどんな形で進めようとしていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(瀬田公和君) 児童育成事業の内容については、ただいま御説明申し上げましたように、出生率の低下傾向など最近の子供や家庭を取り巻く状況の変化を踏まえまして、共働き家庭などの多様なニーズに対応した各種の育児支援や健全育成サービスを行つものでございます。

その内容といたしましては、就労時間等にも対応いたしました時間延長保育サービスのようなもの、それから特に小学校の低学年の児童などを対象とした放課後児童対策というふうなものの、それから特に家庭婦人などを対象とした休日相談の出産、育児、家庭支援サービス、それからまた全体的に児童健全育成ボランティアの振興といったものの四つぐらいに大きく分類することができるのではないかと

いうふうに考えております。

児童育成事業の中でも育児支援事業を行う民間の事業者の助成事業などにつきましては、これは民意を反映しつつ多様なニーズにこたえて機動的、弹力的に事業を行う必要性が特に強い事業というふうに考えておりますので、新たに財團を設立してその実施をゆだねることとしておるわけでございます。

一方、地域における保育所とか児童館といふうな既存の公的なサービス等との連携を図る必要がある事業につきましては、これは国及び地方公共団体として行うということとしておるところでございます。

一方、地域における保育所とか児童館といふうな既存の公的なサービス等との連携を図る必要がある事業につきましては、これは国及び地方公共団体として行うということとしておるところでございます。

○清水嘉与子君 今お話を伺いましたして、この児童育成事業を拡大することはまさに結構なことだと思いますけれども、少しその概要について御説明いただきたいと思ひますし、またそれを具体的にどんな形で進めようとしていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(瀬田公和君) 児童育成事業として実施をいたします事業といふものは、働く女性の増加とか就労形態の多様化といったものに対応する性格が非常に強いということは御説明したとおりでございます。このために、次代を担う子供の育成に対する社会的な責任を果たしていくべくといふ立場から事業主の方々に御負担をいただくことにしたわけでございます。

○清水嘉与子君 そうすると、一般の家庭にいる自営業者の子供たちは余り対象にしないというふうなことですか。

○政府委員(瀬田公和君) 今申し上げましたように、児童育成事業が必要とされる背景といふものは働く女性の増加とか就労形態の多様化といった面にござりますので、私たちが、先生が御指摘いたしましたようにサラリーマンの子供とか家庭とかといったものを念頭に置いていくことは御指摘のとおりでございます。

ただし、子供はすべて次の世代を担う層でもござりますし、実際の事業の運営の面におきましては、子供の保育を受ける権利というものは、どのような立場にあろうとも平らに取り扱わなければならぬ、これが原則であるうといたします。

○國務大臣(大内哲伍君) 子供の保育を受ける権利としてはやはり補充をして全部がそのサービスを受けられるようにするべきではないかというふうに思いますが、当然公費でもって今のその部分についてはやはり補充をして全部がそのサービスを受けられるようになりますが、いかがでしようか。

○國務大臣(大内哲伍君) 子供の保育を受ける権利というものは、どのような立場にあろうとも平らに取り扱わなければならぬ、これが原則であるうといたします。

今、局長が説明いたしましたのは、日本の少子社会の傾向といふものが女性の社会的な進出といふ中で起こつてまいりまして、この社会的な進出

そういうものをスムーズに行えるよう各種の支援制度が必要であるという見地から、今度の児童手当制度の改正についてもそうした方々を主として対象として考へているという説明があつたのでございますが、もちろん自営業者の中にもお母さんがお働きになつていていう方もたくさんあるわけで、むしろ非常に多いのではないかと思うわけでござります。したがつて、そういう方々のお子様につきましてもこの児童育成事業の対象としてやはり平等に考へていく。そして、それが拠出金だけでは見えないという問題が今後起ころとすれば何らかの財源対策というものを検討しなければならない、こう考えております。

が定められるというふうな形で、できるだけ適切なものとなるよう設定をしたいというふうに考えております。

○清水嘉与子君　この児童手当制度というのはヨーロッパの先進諸国におきましてもかなりもう既に定着している制度でございまして、金額におきましてもまた給付の期間におきましても、我が国との制度に比べますとかなり充実しているというふうに理解をしております。

我が国は、平成三年の改正で第一子から対象が拡大された、あるいは金額も倍になつたとはいよいよましても、支給期間というのがだんだんに短縮されてきているわけです。昭和四十七年のときには義務教育を終了する前というふうになつてしまつたのに、六十年には義務教育の就学前、そして平成三年には三歳未満というふうにどんどん縮小さされてきているわけでございます。

先生から、定期的にこの金額等を見直すルールについてはというふうな御指摘がございましたけれども、常に子供と家庭を取り巻く状況の変化に応じた制度の運営が必要であるというふうに考えておりまして、実は、今回御提案させていただいております児童手当制度の改正もその一環であるというふうに考えておるわけでございます。

○清水義与子君 厚生省が子供の問題についてこれだけ一生懸命やろうとしていらっしゃるわけですから、やっぱり重要な施策だというふうに思ひますので、ぜひ今後とも充実を図っていただきたいというふうに思うところでございます。

次に、保育所の問題に移りたいと思ひますけれども、今全国のいわゆる保育所が約二万二千六百所というふうにあります。子供の数の推移等から見まして保育所の数というのは全国的に見て十分なんだらうかどうかどうかということをございま

○清水嘉与子君 次に、この児童育成事業は無認可保育所も対象にするということでございまして、今回の改正によりまして看護婦の子供のための育児保育所が児童手当勘定に移るということです、内容的には今までよりもっと充実するというふうなお話を伺っておりまして、大変これはありがたいことだというふうに思います。
ただそのほかにも、今まで補助をもらっていたところ、そういった無認可保育所についても対象になるということでございますが、そのほかのものというのは具体的にどんなものが対象になるなんでしょうか。

○政府委員(藤田公和君) 働く女性の増加や就労形態の多様化に伴いまして、働くお母さんもいらっしゃいます家庭における子育ての負担感を軽減するためのきめ細かなサービスの提供を図ること

○政府委員(瀬田公和君) 児童育成事業に係る拠出金の率につきましては、これは児童育成事業の内容、規模、それまでの事業実績、または子供や家庭を取り巻く状況というふうなものを総合的に勘案いたしまして、毎年度定めていくという形に法律上なっておるわけでございます。

こういった考え方のもとで実際に拠出金率を定めるに当たりましては、やはり拠出者の側でございまます事業主の方々の御理解を求めてそして設定するということになるわけでございますが、制度上も事業主負担が過大なものとならないよう、前年度の値を標準とし過去五ヵ年間の値を勘案しな

○政府委員(森田公和君) 先生御指摘いただきましたように、児童手当制度に基づく給付について、は平成三年に法律の改正が行われまして、支給対象の第一子への拡大、それから支給額の改善、それから支給期間の三歳未満児への重点化といったものを内容とする制度改正が行われたわけでござります。平成五年の十二月にこの経過期間が終了をいたしまして、本年の一月から実は本格的に施行されたという状況でございますので、なおこの制度改正の状況というものを見定めて今後の制度改正の問題は考えていただきたいというふうに考えておわけでござります。

における新たな保育所の整備とか、それから老朽化した保育所の改築等必要な整備につきましては、地域における保育需要の動向等を勘案いたしまして、今後とも意を用いてまいりたいというふうに考えております。

なお、八二・四名の入所率だというお話を申し上げましたけれども、地域的には、特に大都市のようなどころではまだ乳児等の低年齢児が入所しにくいという状況もございますので、乳児保育等のニーズに的確に対応した保育ができるように、やはり地方公共団体を指導してまいる必要があるのではないかどうかというふうに考えている次第

具体的には先生も今御指摘をされたわけでござりますが、職場内の保育施設というか、事業所内の保育施設の整備及び運営に対する助成、これを今後積極的に実施していくといいたいというふうに思つておるわけでございます。

それからもう一つは、この職場内保育施設のやや変形的なものになるというふうに思つておりますが、駅型保育モデル事業というふうなものを実施していきたいというふうに考えております。

職場内の保育施設への助成は、事業主が福利厚生の一環として職場内に保育施設を設置する場合

先生から、定期的にこの金額等を見直すルールについてはというふうな御指摘がございましたけれども、常に子供と家庭を取り巻く状況の変化に応じた制度の運営が必要であるというふうに考えておりまして、実は、今回御提案させていただいていると、常に子供と家庭を取り巻く状況の変化に応じた制度の運営が必要であるというふうに考えております。児童手当制度の改正もその一環であるというふうに考えておるわけでございます。

○清水義与子君 厚生省が子供の問題についてこれだけ一生懸命やろうとしていらっしゃるわけですから、やっぱり重要な施策だというふうに思いますが、ぜひ今後とも充実を図っていただきたいというふうに思うところでございます。

次に、保育所の問題に移りたいと思いますけれども、今全国のいわゆる保育所が約二万二千六百六十所にあります。子供の数の推移等から見ましても保育所の数というものは全国的に見て十分なんだろうかどうだろうかということでございましょうか。入所率を見ますと、民間が随分頑張っているようですが、公立では七七%というところで大分あきがあるのかなという感じもいたしますが、この数は全国的に見てどうなんでしょうか。

○政府委員(鶴田公和君) 保育所の施設の数というのは、平成五年四月現在で二万二千五百八十五カ所でございます。そして、入所率は八二・四%というところでございまして、全国的に見れば量的には確保されているのではないかというふうに考えております。しかし、都市部等の人口急増地域化した保育所の整備とか、それから老朽化した保育所の改築等必要な整備につきましては、地域における保育需要の動向等を勘案いたしまして、今後とも意を用いてまいりたいというふうに考えております。

なお、八二・四%の入所率だというお話を申し上げましたけれども、地域的には、特に大都市のようなどころではまだ乳児等の低年齢児が入所しにくいという状況もございますので、乳児保育等のニーズに的確に対応した保育ができるように、やはり地方公共団体を指導してまいりが必要があるのではないかというふうに考えておる次第です。

○清水嘉与子君 次に、この児童育成事業は無認可保育所も対象にするということをございまして、今回の改正によりまして看護婦の子供のための育児保育所が児童手当勘定に移るということです、内容的には今までよりもっと充実するというふうなお話を伺っておりまして、大変これはありがたいことだというふうに思います。

ただそのほかにも、今まで補助をもらっていたかたたところ、そういった無認可保育所についても対象になるということでございますが、そのほのかのものというものは具体的にどんなものが対象になるなんでしょうか。

○政府委員(瀬田公和君) 動く女性の増加や就労形態の多様化に伴いまして、働くお母さんもいらっしゃいます家庭における子育ての負担感を軽減するためのきめ細かなサービスの提供を図ることが必要になってきているという認識のもとに、いわゆる無認可の保育所についても今後いろんな形で援助をしていきたいということは実は考えているわけでございます。無認可の保育施設につきましても、こういった趣旨に合致をし提供するサービスについて一定の水準を満たすものにつきましては、多様化する保育ニーズに適切に対応しているというふうに私たちが考えられるものにつきましては児童育成事業の対象としていきたいというふうに一般的に考えていくわけをございます。

具体的には先生も今御指摘をされたわけでござりますが、職場内の保育施設というか、事業所内の保育施設の整備及び運営に対する助成、これを今後積極的に実施していくかといふように思つてゐるわけでございます。

それからもう一つは、この職場内保育施設のやや変形的なものになるというふうに思つておりますが、駅型保育モデル事業というふうなものを実施していきたいというふうに考えております。

職場内の保育施設への助成は、事業主が福利厚生の一環として職場内に保育施設を設置する場合

に、その整備や運営に要する事業がこれに該当するものでございまして、病院の中に設けられます。保育施設などはその典型的なものであろうといふうに考えております。

それから、駅型保育モデル事業というものは、最寄りの駅ビルなどに保育施設を設けまして、お母さんが出勤をする場合に通勤の便を考えた保育サービスというものをモデル的に実施してみようということでございまして、こういったモデル事業が極めて効果的だということになりましたら、改めてこういったものを育成強化する这样一个ことも考えてみたいというふうに考えている次第でございます。

所ができるときの行政を担当していたわけでござります。いまして、今お話を伺つておりまして、随分とまことに変わりしたなというふうに驚いているわけでござります。

本来は、子供の健全な育成という観点からやはり整備された認可保育所で子供は保育されるものだというふうに考えておりまして、看護婦の定着のためにも地域で何とか優先的に預かってもららなければどうかというようなこともいたしましたけれども、時間の問題でありますとか、あるいは産休明けにすぐ預かってもらえないだとか、地域保育所はどうしても使えないということがありまして、やむを得ず病院の中に保育所を持って看護婦を定着対策を進めるというようなことになつたわけでございまして、これはあくまでも地域保育所の補完的なものというような感じで進めたわけでござります。

そして、当時はやはり児童家庭局も、無認可保育所に運営費等の助成をするなんということに対してかなり冷やかさだつたというふうに思ふんであります。ところが、今伺いますと、企業内保育所あるいは駅構保育モデル事業などいわゆる無認可保育所に非常に積極的になつたということをございまして、これはどう考えていいのか、ちょっと私もうとこころでござります。

無認可保育所といいましても、実際に例えば看護婦の保育所なんかを見ましても、施設基準にいたしましても、施設基準にいたしましても、かなり認可保育所に準拠して、あるいはそれ以上くらいに十分な内容を備えたところもございますけれども、しかし特定の職員の子供だけを入所させるということでこれは認可保育所になりません。そういうところもありますけれども、またさまざままでございます。本当に単なる託児施設ではないかというようなところもありますし、また長時間保育をやっているところでは、保母さんが本当に気の毒な状況で働いているというようなことがあります。

そういうことを考えますと、これからは認可保育所ではなかなか多様なサービスができるないから事業所内保育所で多様なサービスをさせるというようなのも一つの考え方でありますけれども、子供の健全な育成という立場から考えますと、無認可保育所にもし助成を拡大するのであればその内容の充実というのをやはりある程度図つていかなきやいけないんだというふうに思うんですが、その辺についてはどんなふうにお考えでございましょうか。

○政府委員(瀬田公和君) 私たちもいわゆる無認可の保育所というものをいたずらに拡大しようとすることを考えているわけではございません。認可保育所が利用しやすい保育所となるように対策を講じていくことが現時点におきましては先決だとういうふうに考えておりまして、その点につきましてはいろいろとエンゼルプラン・プレリュードの中で対策を講じさせていただいているということは御承知のとおりでございます。

御指摘の無認可保育所への助成というものは、先生も御指摘いたしましたように事業所の中の保育施設に関するものでございまして、働く女性の勤務の状況から特に現時点においては非常に利用しやすい面もあるということを踏まえまして、サービスの多様化を図る観点からこういった施設に対する助成というのも考えたわけでございま

○清水嘉与子君 今、局長も言われましたけれども、本来やはり認可保育所の中でサービスの多様化を図っていくのが必要だというふうなことでござります。

○政府委員(濱田公和君) 今まで御説明申し上げ
その点についてお伺いしたいわけですがれと
も、サービスの多様化といいましても、具体的に
は例えば保育時間の延長の問題でありますとか、
あるいは乳児保育だとか、そういうことが非常
にニードが高いわけでござりますけれども、具体
的に平成六年度の予算でどんな措置がされるので
しょうか。

ましたように、子育てと仕事の両立を支援していくためにはきめ細かな保育サービスの提供というものが不可欠でございまして、平成六年度の予算におきましては、このための事業というものを児童育成事業という形で大幅に拡充をいたすこととしているわけでございます。

具体的に申し上げますと、保育時間の延長に係る既存の施策というものを見直しまして、飛躍的な拡大を図る時間延長型の保育サービス事業の実

施を初めとしたしまして、乳児保育の大幅な拡充、それからお母さんが病気になつたというふうな場合のことを考えまして、一時的な保育事業の充実、それから保育所等の地域子育てモデル事業の実施箇所数の増といふような各種の施策につきまして大幅な改善を図ることとしているわけでござります。

またさきにもお詫かごをいたしか事務所内の保育施設に対する整備費や運営費の補助、それからベビーシッター等による在宅保育サービスの事業とか、駅型の保育モデル事業等への助成など認可保育所以外の保育サービスについても推進を図っていくということになります。

今後とも、多様なニーズにこたえまして、お細かな保育サービスを充実させていきたいというふうに考えております。

いかという感じがするんです。

特に、延長保育、乳児保育あるいは障害児の保育などを拝見いたしますと、公民格差といふんでしょうか、こういうものがかなりあるようにも思いますが、なぜ公的な保育所ではそういった多様なサービスというのができないんだろうか。厚生省は今後どのようにこれを進めていくのか。予算はとったけれども、実際これは進まなければ何にもならないわけですので、何かいい方法がございましたらお教えいただきたいと思います。

○政府委員(瀬田公和君) 非常に難しい御質問をいただいたわけでございますが、平成五年度におきます公営の施設と民間の施設における特別保育対策の実施状況を見ますと、例えば乳児保育につきましては公営の施設の大体二〇%弱これに対しまして民間の施設は約五〇%まで実施をしている、こういう状況でございます。また、時間延長型の保育サービスにつきましても、公営の施設は実はほとんどやつてない、三九%以下というふうな状況でございますが、民間の施設につきましては一〇%強の施設で時間延長型の保育サービスをしているというふうなことで、公と民との間には御指摘のようにやや格差があるかというふうに思います。

この理由といったしましては、それぞれの地方自治体の考え方もござりますし、またそれぞれの保育所の取り組みの姿勢といったものも反映されているというふうに考えておりますけれども、いずれにいたしましても、来年度予算の大額な増額というものを契機といたしまして、公営の保育所におきましても今後特別な保育対策というものが積極的に取り組まれるように、私たちとしても市町村に働きかけていきたいというふうに考えております。

○清水義与子君 私は、サービスの多様化が図れないというのは、やはり今の市町村長さんに措置

権限を与えていたる措置制度の限界があるんじやないだらうかといふような気がしてならないんです。保母さんたちのお話を聞きますと、いろんなことをやってみたい、しかしやはり市町村長の考え方によっては自主的にはそれはできないんだと

いうようなことを聞きます。先般の保育問題検討会の報告書を拝見いたしましたが、保育制度の見直しにつきまして、措置制度を維持といふお考えと、それからまた直接入所制度の導入といふような御意見の両論併記という

ことになつたわけでございまして、今の段階になつて利用しやすい保育所のあり方が必要だといふことはやはりみんな考えていらっしゃるんじゃないかといふふうに思つたんです。ところが、今はそれが積極的に進められなかつたといふような問題を伺つておりますと、大変残念に思つているわけです。

確かに措置制度のもたらしているさまざまなメリットは評価いたしまづけれども、いわゆる地域保育所の方の多様なニーズにこたえられるような保育所の受けとめができるなくて企業内だけにするというのもちょっとおかしな話でございまして、この問題についてやはり保育所の制度の見直しがどうしても不可欠じゃないかといふふうに思えてならないんです。厚生省は、これだけ報告書も出しているわけですし、今後この問題にどういうふうに取り組んでいらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(大内善伍君) 御指摘のように、保育関係におきまして公民の格差といふものが出ていいふる。それはやはりお子さんを預ける方の多様なニーズに措置保育といふものがまだこたえ切れないます。

さきの保育問題検討会の報告におきましては、御指摘のように、一つは現在の措置制度の維持拡充といふものと、それから直接入所制度の導入といふものが両論併記になつたわけでござりますが、その措置保育につきましても、私どもの承知しているところでは六つ、七つの改善方向が示されたということでおざいます。

したがいまして、厚生省といたしましては、できるだけ利用しやすい保育所といふ見地から直接入所制度についても積極的に取り組まなければなりませんが、その検討会の報告書で両論併記というふうになり、まず措置保育について改善できるものは最大限の改善をすべきである、こういふ御指摘も賜りましたので、その点にまず取り組みながら、今後市町村等ともお話をいたしまして、その他の多様なニーズにこたえ得る保育所のあり方、保育施設のあり方という問題についてもさらに競争を取り組んでまいりたいと考えておる次第でござります。

○清水嘉与子君 ゼひよろしくお願ひ申し上げたく存じます。

次に、母子保健対策の問題につきまして二、三お伺いをしたいといふふうに思ひます。

子供の数も減つてしまひました。核家族化が進み、そしてまた地域での隣組感覚なんといふものでなくなりました。そういうことで、出産とか育児について大変な不安を持つていてる女性がふえてきているんです。母子保健分野におきます育児不安を取り除く対策についてぜひ取り組んでいただきたいと思うのですが、これはいかがでしょうか。

○政府委員(瀬田公和君) 先生御指摘のように、近年、子育てをめぐる環境の変化の中で、育児不安を持つ母親が多くなっていることが指摘される。それはやはりお子さんを預ける方の多様なニーズに措置保育といふものがまだこたえ切れないます。

○国務大臣(大内善伍君) 御指摘のよう、保育関係におきまして公民の格差といふものが出ていいふる。それはやはりお子さんを預ける方の多様なニーズに措置保育といふものがまだこたえ切れないます。

○政府委員(瀬田公和君) 先生御指摘のように、母子保健の問題につきましては、母子保健の対人サービスといふのは、保健所あるいは市町村の保健婦あるいは開業助産婦、こういふ方々が担つてきたわけです。今おっしゃるようになります。母子保健法の一部改正によつてこれから直接のサービスが市町村に移つていくということでございまして、かなりきめ細かいサービスが行われるようになるのかといふふうに期待をしているところでござります。

しかし、そうはいひましても、市町村に必要な保健婦が充足するまでにはまだ時間もかかります。豊かな経験を持つている専門家たちの知恵をかりない手はないといふふうに思ひますが、そういう方々についてもぜひ新しいサービスに参入できるようにしていただきたいといふふうに思ひます。

このため、從来から、昔は母親学級と言つたわ

けですが、現在は両親学級と称しておりますが、両親学級の開催、それから妊産婦や新生児の訪問指導等の事業を推進してきたところでございま

す。

実は先般、国会にも地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律案といふことで、母子保健法の一部改正を行いたいといふことで御提案をさせていただいたますけれども、開業助産婦さん

というのをやつてゐるんですね。そうしますと、県によって違うんですけども、開業助産婦さんたちが一回行きますと、大体九百円とか千円いた

だけです。ところが、九百円とか千円とかと、なかなかこれができないだらうか。今の予算の中ではなかなかこれはできないといふことで、厚生省にも何度も何度も陳情しているようござりますが、広がつていかない。これから地城市町村が行うサービスの一端を担つてもらうといふふうに考えております。

さらに、近年におきましては、中学や高校の生徒たち、こういった男女を対象に乳幼児と触れ合う機会を設けるとか、または育児についての知識の普及を図る事業といふものを平成三年度から創設いたしております。また来年度からは、共働き家庭の利用しやすい休日に出産や育児についての相談や情報提供を行うような事業を実施するというふうなことで、相談、指導の充実によりまして育児不安の解消を図つていただきたいといふふうに思ひます。

今後もこういった事業をさらに推進することによって、母子保健の分野におきましても育児不安の解消といふものに取り組んでいきたいといふふうに思ひます。

○清水嘉与子君 今御指摘のように、これまでの母子保健の対人サービスといふのは、保健所あるいは市町村の保健婦あるいは開業助産婦、こういふ方々が担つてきたわけです。今おっしゃるようになります。母子保健法の一部改正によつてこれから直接のサービスが市町村に移ついくといふことでございまして、かなりきめ細かいサービスが行われるようになるのかといふふうに期待をしているところでござります。

しかし、そうはいひましても、市町村に必要な保健婦が充足するまでにはまだ時間もかかります。豊かな経験を持つている専門家たちの知恵を

かりない手はないといふふうに思ひますが、そういう方々についてもぜひ新しいサービスに参入できるようにしていただきたいといふふうに思ひます。

○清水嘉与子君 この指導料はやはり県によって違いますので、低いところで九百円、千円といふふうに伺つておりますので、もし予算が千五百円一つの検討課題になつていて、市町村への権限移譲の際に種々検討をしていくといふふうなことを御報告させていただきたいと

そしてまた、この新しい事業の中で、共働きの家庭の子育て支援というふうなことで休日にもそういうサービスをするんだということは、大変私も結構なことだというふうに思います。（デパート等でそういうことをやつたらどうかというようなお話を伺っているわけがありますけれども、私は保健所だと市町村の保健婦がこういうところに出てきて仕事をしてもらいたいと思うんです。何も役所の中で平日だけお仕事するというのではなくて、本当にニードがあればこういうところにも出てくるというようなことも当然必要になってくるんじゃないかなというふうに思うんです。

今度、地域保健法の改正もありますので、そういう中で全体的に母子保健問題を、今までやってきた仕事でもありますし、どんなふうにやっていくのかということもあわせてぜひ十分な活用を図っていただきたいというふうに思つております。よろしくお願ひいたします。

時間もなくなつてしまひますので、もう一つ病児保育の問題を少し伺いたいと思うんです。実は、病児保育の問題というのは懐くお母さんにとっては非常に深刻な問題でございます。どうしても治療を要するような状況のときにはもうお母さんが見るしかいたし方ないというふれ

に思いますけれども、病気が治って数日見てほし
いというようなニーズも高いわけで、このときだ
も今はお母さんが休まなきゃいけないということ
になつてゐるわけです。

この問題については厚生省も随分これまでによ
く検討をされてきたというふうに伺つております
が、この予算の中でもデイサービス事業をスター
トさせるとということをごさいます。その概要をま
う少しお知らせいただきたいというふうに思いま
す。

○政府委員(瀬田公和君) 先生御指摘いたしましたように、保育所に通所中の児童が病気また

は病気回復期ということで集団での保育というものが困難である。しかもお母さんが勤務の都合によって家庭で介護をするということが困難な場合の、ある意味での一時的な保育というか、児童の受け皿となるようななサービスが求められていると、ということは御指摘のとおりでございます。

平成六年度から開始をすることになつております病後児デイサービスモデル事業は、実はそのような児童を乳児院等で預かる事業というものを市町村においてモデル的に実施をいたしまして、保護者の子育てと仕事の両立の支援及び児童の健全育成を図りたいというふうに考えていくわけでございます。

は、実は平成六年度におきましては三十カ所を対象にモデル事業を実施してみたいというふうに考えておるわけでござります。これにつきましては保護者のニーズが非常に高い事業でもございますので、そのモデル事業の状況を勘案しながら今後その推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

○清水嘉与子君 本当にきめ細かい事業をたくさんやつていらっしゃるわけだけれども、なかなか一般に活用する方々がそういう事業をやつているのを知らないことがあるんですね。ぜひその辺のPRもよろしくお願いをしたいと思います。

それからもう一点ですが、ちょっと珍しいといふんでしようか、海外在留邦人への母子保健情報提供という事業があります。海外赴任などで妊娠婦あるいは乳幼児を同伴して外国に出かける、そしてその国でお産をするなんという方があるわけですが、そういう国の母子保健に関する情報が少なく不安を持ってるというような妊娠さんがたくさんおられます。

この事業の中身を少し伺いたいわけですが、諸外国の母子保健に関する情報を収集したり提供したり

るというようなことも非常に大事なことではないかというふうに思いますが、これがこんなふうに

○政府委員(源田公和君) 御指摘いただきましたように、海外赴任等で妊娠または乳幼児が同伴するというふうな場合につきましては、外国の母子保健に関する情報が乏しくて非常に不安を招いているという実態がございます。国際化の進展に伴いまして、海外赴任等の短期または長期の海外渡航者が非常に増加をしておりまして、妊娠婦や乳幼児を同伴する場合に、母子保健に関する現地の具体的な情報というものが切に求められてゐるというのが現状ではないだらうかというふうに思ひます。

このため、平成六年度におきましては、海外在留邦人に対する母子保健情報の提供事業というものを実施いたしまして、諸外国の妊娠、出産あるいは予防接種といったものに係る制度やまたは医療機関についての情報などを収集いたしました。出国前に事前準備のためにそういった情報を提供するほか、また海外在留者からの問い合わせに応ずるというふうな事業を実施してみたいというふうに考えております。

初めての事業でございますので、まだどこまで具体的に多くの国を対象にできるかということにつきましてはいろんな問題もあるかと思いますけれども、今後の国際化といったものを考えて、できるだけ充実強化したものにしたいというふうに思ひます。

○清水嘉与子君 今後の国際化を考えてという御説明でござりますけれども、国際化を考えたらむしろ本来そこを利用する外国人のためにも、その国がそういうサービスをするというが必要じゃないかというふうに思ひますけれども、日本にも外国人がたくさん来ておられて、逆にそういう不安全を持っていらっしゃる方々もたくさんいらっしゃると思うんですが、そういう方についてもぜひ正確な情報を提供できるようなことも考えていただきたいというふうに思ひます。時間がなくなってしまったので、これはもうお願いだけにしておきま

○政府委員(瀬田公和君) 御指摘いただきまして、たよるに、海外赴任等で妊娠または乳幼児が同伴するというふうな場合につきましては、外国の母子保健に関する情報が乏しくて非常に不安を招いているという実態がございます。国際化の進展に伴いまして、海外赴任等の短期または長期の海外渡航者が非常に今増加をしておりまして、妊娠婦や乳幼児を同伴する場合に、母子保健に関する具体的な情報というものが切に求められて現地の現状ではないだらうかというふうに思ひます。

このため、平成六年度におきましては、海外在留邦人に対する母子保健情報の提供事業というものを実施いたしまして、諸外国の妊娠、出産あるいは予防接種といったものに係る制度やまたは医療機関についての情報などを収集いたしまして、出国前に事前準備のためにそりいった情報を提供するほか、また海外在留者からの問い合わせにも応ずるというふうな事業を実施してみたいというふうに考えております。

初めての事業でございますので、まだどこまで具体的に多くの国を対象にできるかということにつきましてはいろんな問題もあるかと思いますけれども、今後の国際化といったものを考えて、できるだけ充実強化したものにしたいというふうに

○清水喜与子君 今後の国際化を考えてという御説明でござりますけれども、国際化を考えたら、むしろ本来そこを利用する外国人のためにも、その國がそういうサービスをするというのが必要じゃないかというふうに思うわけです。日本にも外国人がたくさん来ておられて、逆にそういう不 安を持つていらっしゃる方々もたくさんいらっしゃると思うんですが、そういう方についてもぜしやる正確な情報を探しておられる、逆にそういう不 安を持つていらっしゃる方々もたくさんいらっしゃると思うんですが、そういう方についてもぜしやる正確な情報を提供できるようなことも考えていい

ただきたいというふうに思います。時間がなくなりますので、これはもうお願ひだけにしておきま

最後に、大臣にお伺いしたいわけですが、今ずっとお話を伺つてまいりまして、女性の多様な就労形態に応じてきめ細かな保育サービスを提供する、これは非常に重要なことでございます。しかし、私は看護婦の問題ばかり引き合いに出して申しわけないんですけれども、例えば看護婦の場合に見られますように、多様なニーズにこたえられるからといいまして働く母親支援のために二十四時間の保育所をつくって、そして寝ている赤ちゃんをお母さんが連れて真夜中に病院に来るなんという姿は、やはりこれが果たして本当の育儿支援サービスなんだらうかというふうな率直な疑問を持ちます。赤ちゃんを抱えたお母さんがせめて夜中に働くかなくてもいいシステムをつくるといふようなことも重要なことでございまして、またお母さんがどうしても夜勤をしなきやならないときには、育児即お母さんじやなくて、やはりお父さんもいらっしゃるわけですから、お父さんも少し意識を変えていただくとか、それから長時間の労働、これをやはり少し子供の世話ができるくらいのゆとりを持った生活ができるようになります、こういうことも非常に大事なことじやないかというふうに思います。

また、子供を産みたくても産めない、これは住宅の問題などといふこともあります。そうしますと、いろいろな意味で少しゆとりのある家庭あるいは社会を築くということが、これは母親だけではなくて子供にとってもまた家族にとっても支援になってるんじゃないだろうかというふうに思うわけでございます。女性が子供を産みたくない、あるいは産みたくないとも産めないというのではなくて、せつかく子供を産める性を与えられているわけですから、これを喜べるような環境を整えるということが行政の責任じゃないかというふうに思います。

最後に、保育行政を担当しておられる厚生大臣の今後の御決意をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(大内謙伍君) 私どもが二十一世紀に向かっての一つの大きな目標としまして、生活

水準という面で欧米に負けないような生活先進国をつくってまいらなければならないと考えておりますが、そのためには今後の住宅を一層改善する必要があります。

があることとともに、住宅を取り巻く環境の整備という問題が二つ目には重要であり、三つ目には労働時間の短縮、その他には物価問題等もあるわけですが、それらを達成してこそ初めて欧米に負けないような生活先進国をつくることができる、こう考えておるわけでございます。

したがいまして、今御指摘の諸点は全くそのとおりでございまして、それはまさにこれからつくらうとしておりますエンゼルプランの核心に触れる問題、御指摘でございます。

特に、御指摘の長時間労働につきましては、看護婦さんの場合もそうでありましょし、その他例えばトラック輸送等における長時間労働等々、業種によりましては千八百時間の達成という方向で全体としては改善されつつございますが、業種によりましてはなお長時間労働というものが続いているままして、これらの改善という問題もこれは大変重要な問題だと思います。

それから、やはり住宅が狭い、質が悪い、それからその住宅を取り巻く子供の遊び場、公園等々の問題、この条件整備がうまくまだ進んでいないということ等が総合的に改善されませんと、本当に意味で御指摘のような成果が生まれてこないと思っております。

そこで、政府といたしましては、十八省庁の連絡会議というものを持ちまして、雇用、教育、環境、住宅あるいは文化の面に至るまでについて議論を重ねておりまして、今先生御指摘のような諸点について総合的な施策が前進するよう懸命に努力を払ってまいりたいと思っております。

○清水嘉与子君 次代を担う子供たちのために本当に役立つばかりのエンゼルプランを作成し、そして実行していただきますように期待して、私がどうございました。

○尾辻秀久君 尾辻です。本日もよろしくお願ひ

を申し上げます。

きょうは悩みました。援護法の改正で私が質問するのも今さらと思いましたし、かといって質問をしないのもおかしいと思いました。考えてみますと、恩給法は毎年日切れ扱いで、援護法は横並びなのにどうでない。これはおかしいと言い続けたがいまして、改めておるわけでございます。

おりでございまして、それはまさにこれからつくらうとしておりますエンゼルプランの核心に触れる問題、御指摘でございます。

特に、御指摘の長時間労働につきましては、看護婦さんの場合もそうでありましょし、その他例えばトラック輸送等における長時間労働の俸給表でどるとかいうような話をいたします等々、業種によりましては千八百時間の達成という方向で全体としては改善されつつございますが、業種によりましてはなお長時間労働というものが続いているままして、これらの改善という問題もこれは大変重要な問題だと思います。

それから、やはり住宅が狭い、質が悪い、それからその住宅を取り巻く子供の遊び場、公園等々の問題、この条件整備がうまくまだ進んでいない

ということ等が総合的に改善されませんと、本当に意味で御指摘のような成果が生まれてこないと思っております。

そこで、政府といたしましては、十八省庁の連絡会議というものを持ちまして、雇用、教育、環境、住宅あるいは文化の面に至るまでについて議論を重ねておりまして、今先生御指摘のような諸点について総合的な施策が前進するよう懸命に

努力を払ってまいりたいと思っております。

○清水嘉与子君 次代を担う子供たちのために本当に役立つばかりのエンゼルプランを作成し、そして実行していただきますように期待して、私がどうございました。

○尾辻秀久君 尾辻です。本日もよろしくお願ひ

を申し上げます。

きょうは悩みました。援護法の改正で私が質問するのも今さらと思いましたし、かといって質問をしないのもおかしいと思いました。考えてみますと、恩給法は毎年日切れ扱いで、援護法は横並びなのにどうでない。これはおかしいと言い続けたがいまして、改めておるわけでございます。

おりでございまして、それはまさにこれからつくらうとしておりますエンゼルプランの核心に触れる問題、御指摘でございます。

特に、御指摘の長時間労働につきましては、看護婦さんの場合もそうでありましょし、その他例えばトラック輸送等における長時間労働の俸給表でどるとかいうような話をいたします等々、業種によりましては千八百時間の達成という方向で全体としては改善されつつございますが、業種によりましてはなお長時間労働というものが続いているままして、これらの改善という問題もこれは大変重要な問題だと思います。

それから、やはり住宅が狭い、質が悪い、それからその住宅を取り巻く子供の遊び場、公園等々の問題、この条件整備がうまくまだ進んでいない

ということ等が総合的に改善されませんと、本当に意味で御指摘のような成果が生まれてこないと思っております。

そこで、政府といたしましては、十八省庁の連絡会議というものを持ちまして、雇用、教育、環境、住宅あるいは文化の面に至るまでについて議論を重ねておりまして、今先生御指摘のような諸点について総合的な施策が前進するよう懸命に

努力を払ってまいりたいと思っております。

○清水嘉与子君 次代を担う子供たちのために本当に役立つばかりのエンゼルプランを作成し、そして実行していただきますように期待して、私がどうございました。

○尾辻秀久君 尾辻です。本日もよろしくお願ひ

を申し上げます。

そこで、今その事務的な処理がどのように進んでおるのか、お尋ねをいたします。

○政府委員(土井豊君) 妻等に対する特別給付金の処理状況につきましてござりますが、本年一月末現在の状況を申し上げたいと思います。

まず、父母等に対する特別給付金の処理状況でござりますけれども、約一千件余り処理をしてお

りまして、予算上の予定件数に比べまして五七・

六%という進捗状況でござります。

今回も恩給につきましては一・八三%という改

善がなされたのでござりますが、この恩給の改善に準拠いたしまして、恩給年金につきましても改

善を図っていくという方向で今具体的に対応して

いる次第でござります。

○尾辻秀久君 大臣の御答弁を聞いて本当に安心

をいたしました。まず、国家補償であるというこ

とを極めて明確にしていただきました。

たまにはこんなことも思うんです。例えば戦没者の妻が支給される。そうしますと、正式な妻だと恩給法で公務扶助料を支給される。ところが、内総関係だと援護法で遺族年金になる。私だけかもしだせんけれども、そんなふうに考えますと、何となくなんですが、恩給法で対象にならない人を援護法で救済している、まさに援護しておるという考え方をされないこともあります。

すると、援護法は何となく国家補償の精神が薄くなってしまうのではないかと心配しないわけでもないんですが、今大臣が極めて明確に国家補償だと言つていただいた、そして今後ともきちっと改善をしていくんだということを言つていただきたいと思います。お褒めをいたいと思います。お褒めをいたいので冒頭からエールの交換みたいになりますが、大臣はどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○国務大臣(大内啓伍君) 尾辻先生が援護行政に

つきまして日ごろ極めて建設的な御提言をしばしばいただいているということは、大変評判のいい

ことです。承知をいたしております。

お尋ねの援護年金などの考え方に基づいて支給され、額の改善が図られているのかといふ

ことであるとお尋ねをいたしております。

そこで、ありますけれども現実に裁定事務を行つておられます。現実に裁定事務を行つておられるのが、非常に御遺族の皆さんがあががたいと思われたのは、平成五年度の法改正で措置されました戦没者の妻等に対する特別給付金の増額の継続支給が決まりましたこと

あります。

そこで、そこで、今その事務的な処理がどのように進んでおるのか、お尋ねをいたします。

○政府委員(土井豊君) おつしやるお気持ちは大変、とてもよくわかるわけでございまして、そのような気持ちで最大限の努力をしてまいりたいと

考えておりますが、現実に裁定事務を行つておられます。現実に裁定事務を行つておられるのが、非常に御遺族の皆さんがあががたいと思われたのは、平成五年度の法改正で措置されました戦没者の妻等に対する特別給付金の増額の継続支給が決まりましたこと

あります。

これまで都道府県ごとに進捗状況を私どもも聞いておりまして、特に進捗状況の悪いところへは個別に督励をいたすとか、あるいは全国の関係課長会議の席上で、今申されましたような趣旨を踏まえまして督励をしているところでございまして、最大限の努力を尽くしたいと考えております。

○尾辻秀久君 よろしくお願ひをいたします。

そこで、来年は戦後五十年になります。援護行政というお立場から、この戦後五十年をどのように迎えようとしておられるのか、厚生省の基本的な考え方だけをお聞かせください。

○政府委員(土井豊君) 厚生省におきましては、これまで中国残留孤児を始めとする引揚者の援護措置、それから二つ目には、戦没者の遺族を対象とする遺骨収集や慰霊巡拝などの慰霊事業、それから三つ目には、戦傷病者、戦没者遺族等の援護、大きく分けましてこういった業務を中心に仕事をしておりますけれども、終戦五十年ということが目前に控えまして、これらの課題は引き続き重要な課題であると認識をしておりまして、今後ともそれらの施策につきまして最善の努力を続けてまいりたいと考えているところでございます。

○尾辻秀久君 本当に区切りでありますから、ぜひ十分な配慮をしていろいろ考えていただきますようにお願いをいたしておきます。

そこで、その区切りといいますと、戦後三十年、四十年という区切りで特別弔慰金というものが支給されてまいりました。そうなりますと、来年がまた戦後三十年という一つの区切り、節目の年に当たるわけでありますが、この特別弔慰金の継続につきましてはどのように考えておられるか、お考えをお聞かせください。

○政府委員(土井豊君) ただいまお話をありました特別弔慰金についてございますが、御案内とおり戦後二十周年、三十周年、四十周年、そういう機会をとらえまして、戦没者などの遺族に対して国として改めて弔意をあらわすという趣旨か

ら支給をされているものでござりますが、平成七年以降どのように取り扱っていくのかという点につきましては、今後慎重に検討してまいりたいと考えているところでございます。

○尾辻秀久君 明確な御答弁をお避けになりましたが、慎重に検討していただくのは結構でありますから慎重に検討していただいて、ぜひやるんだという結論を出していただきたいと思います。

次に、遺骨収集とか慰霊巡拝とか、そうしたことについて幾つかお尋ねをしたいと思いますが、これも俗に言います南方、それから最近始まりましたシベリア、そしてまたモンゴルの問題などもありますから、分けてお尋ねをしていきたいと思います。

○政府委員(土井豊君) 南方地域の戦没者の方々の遺骨収集でございますけれども、御案内のところから昭和二十七年度から開始をしておりまして、その結果、海外戦没者約一百四十万人、これは沖縄、硫黄島を含めた人數でございますが、そのうち百二十二万人の御遺骨を収集したところでござります。海没している遺骨あるいは相手国の事情によりまして遺骨収集を望めない地域の遺骨を除きますと、全体の三分の二程度の遺骨を収集したというふうに考えております。

五十一年度以降につきましては、遺骨の所在につきましては、平成七年度までには概了できるよう努めています。海没している遺骨あるいは相手国の事情によりましては、その実施をしておりますが、現在把握しておりますのは九地域三千柱ということでございまして、平成七年度までには概了できるよう努めています。

なお、平成八年度以降につきましては、新規にできるだけ速やかな収集ができるよう努めています。

○政府委員(土井豊君) まだいまお話をありましたが、御案内とおり戦後二十周年、三十周年、四十周年、そういう機会をとらえまして、戦没者などの遺族に対して国として改めて弔意をあらわすという趣旨か

次は、慰霊巡拝についてでございますけれども、相手国的事情などによりましてすべての遺骨を収集することが物理的に困難な状況も踏まえまして、遺骨収集事業を補完いたしまして、旧主要戦域等に戦没者を慰霊するため昭和五十一年度から御遺族の参加を得て実施してきているところでございます。

平成六年度におきましては、フィリピン、東部ニューギニアなどの五地域で実施をする予定にいたしているところでございます。

○尾辻秀久君 おっしゃるようだ、いろんな条件があつて遺骨収集の難しい国でございました。そういう非常に難しい国の一つに挙げられるのがミャンマーでありますから、分けてお尋ねをしていきたいと思います。

○政府委員(土井豊君) まず、俗に言います南方の戦没者に対する遺骨収集、それから慰霊巡拝の状況、ざっとお聞かせをください。

○政府委員(土井豊君) 御案内のところから昭和二十七年度から開始をしておりまして、その結果、海外戦没者約一百四十万人、これは沖縄、硫黄島を含めた人數でござりますが、そのうち百二十二万人の御遺骨を収集したところでござります。海没している遺骨あるいは相手国の事情によりましては、その実施をしておりますが、現在把握しておりますのは九地域三千柱ということでございまして、平成七年度までには概了できるよう努めています。

お話をございましたとおり、平成五年度におきまして外務省を通じましてミャンマー政府に交渉をお願いしましたところ、同国政府から、従来の見解を変更することはしないけれども、現時点において所在が確認されている遺骨につきまして収集を許可するという旨の回答が得られております。したがいまして、平成六年度において十八年ぶりの遺骨収集を実施する方針で臨んでいるところでございます。

○尾辻秀久君 ミャンマーといつても当然のことく広いわけありますし、インペールからずっと撤退していく道筋もありますし、それからずっとタイの国境に近い方までござりますが、今ミャンマー政府はその辺の中で場所でも言っております。

○政府委員(土井豊君) 今、残存遺骨の情報として地域的にわかつておりますのは、カレン州アバロンという地名を私ども伺っておりまして、ここ一ヵ所というふうに聞いているところでございま

す。

○尾辻秀久君 一ヵ所であつてもミャンマーが久しぶりに遺骨収集に入れてくれると言つておるわけでありますから、ぜひこれは引き続き御努力いただいて遺骨収集が実施できますようにお願いをいたしておきます。

そこで、俗に言う海没遺骨でありますが、先ほどのお話を平成七年概了ということは厚生省のお考査として言つておられますので、今度これに對してどうするのかともだんだん答えを出さなきゃならない時期だと思いますから、厚生省としては海没遺骨に対する考え方、どう考えておられるか、お聞かせください。

○政府委員(土井豊君) 海没遺骨の収集についてでございますが、古くから航行中の死亡者について水葬に付するということは広く行われてきておりますので、そのような事情に着目しまして、一般的には海自体が戦没者の永眠の場所であるというような認識に基づいて、原則的には行わないという考え方をとらせていただいております。

ただし、御遺骨が人目にさらされてその尊嚴が損なわれるような特別な状況にありますと、当該沈没船内の遺骨収集が技術的にも可能な場合には、例外的に遺骨収集を行いたいという方針で対応してまいっております。

今後ともこののような考え方を基本に對応してまいりたいと考えておりますが、平成六年度におきましては、トラック諸島の沈没艦船の遺骨収集を実施したいと考えているところでござります。

○尾辻秀久君 遺骨収集全体についてここでお願ひいたしたいと考えておりますが、平成六年度におきましては、トラック諸島の沈没艦船の遺骨収集を実施したいと考えているところでござります。

私も何回も遺骨収集を行つております。そして、この厚生委員会での質問の中でも申し上げましたが、父も戦死をいたしております。そういうだけさせせておいていただきたいと思います。質問ではありませんから、お願いだとして聞いてください。

○尾辻秀久君 遺骨収集全体についてここでお願ひいたしたいと考えておりますが、平成六年度におきましては、トラック諸島の沈没艦船の遺骨収集を実施したいと考えているところでござります。

私は何回も遺骨収集を行つております。そして、この厚生委員会での質問の中でも申し上げましたが、父も戦死をいたしております。そういう立場で遺骨収集に参りますと、本当につらいんです。これは作業そのものもつらいです。この作業

の方は、これはきょう来ていただいておる厚生省の皆さんにも御一緒していただいておりますし、あの条件の悪い中でつらい作業を御一緒していただいておりまして日ごろ感謝いたしておりますから、この機会にその気持ち、御礼は申し上げたいと思います。

そのつらさもあります。しかし、もう一つつらいのは、やっぱり親父がそこで死んでいますと、御遺骨を胸に抱くというのはこれはもう非常につらいことがあります。収集作業をして宿舎まで御遺骨を抱いて帰りますけれども、このときの気持ちはどうの、とてもうまく表現できない私どもの気持ちであります。

ります。しかし、そういう立場で私どもが一番腑に落ちないといいますか、何でだと思つておりますのは、その作業に行く費用をみずからも負担しなきやいけない、これは何でだといふのはもう率直な気持ちであります。国のために戰つて散つていいって、そして遺骨がそこにまだ野ざらしになつてゐる。その遺骨を収集に行くのに、その死んだ者の子供が自分の金を払つて行かなきやならない、それはないだらうというのが率直な思いであ

平成七年に概了させたいと言つておられますので、きょうはそのことを質問の形にはしませんけれども、大臣、その辺のところは全額もう国が負担していただいて、行つてこいよと言つていただきてもいいのではないだろうか、それは国の責任ではないだろうか、こういふふうに思ひますので、この際申し上げておく次第であります。

次に、これも大変ありがたいと思っているんですが、職業者の子供の立場を対象にいたしまして慰靈友好親善事業というのを実施していくただいております。これは始めていただけのことは大変ありがたいと思っておりますし、余り欲を出さないと言わればそれまででありますけれども、やっぱりもう少し充実させていただきたい。これは切なる願いなのりますが、この辺のところ

をどう考えておられるか、お尋ねをいたします。
○政府委員(土井慶君)　お尋ねの懇親会は、
業でござりますけれども、お話がありましたとお

り戦没者の遺児の方々のために、日本遺族会の御要望を受けてまして平成三年度から同会に委託をして実施しておりますが、平成五年度までの三年間間にフィリピン、マリアナなどの十三の地域で延べ六百五十人の遺児の方々に御参加をいただいて実

施してきたということをごさいます。
大変希望者が多いと伺っておりますので、平成六年度の予算におきましては、一地域ごとの班編成をこれまでの二班編成から三班編成に拡充するという形で、五地域において実施をしたいということで現在準備を進めているところでござります。

○貢送タク君 申し上げました」次に六年度予算でもまたふやしていただいたこと、大変感謝いたしております。ただ、言わせていただくと、対象者はざっと百万人いると言われているんです。

になりますて、さうきの話じゃありませんけれども、私どもも五千年生きて待てと言われてもちょっと無理でありますので、ひとつどうぞもう少し充実をさせていただきますように、これもまたこの機会にお願いをさせていただきたいと思いまます。

になりました、おつきの話じゃありませんけれども、私どもも五千年生きて待てと言われてもちょっと無理でありますので、ひとつどうぞもう少し充実をさせていただきますように、これもまたこの機会にお願いをさせていただきたいと思います。

次に、慰靈碑の建立状況ですが、このところちょっととんざした感もございました。この件についてお尋ねをいたします。

○政府委員(土井豊君) 慰霊碑の建立でございま
すけれども、御案内のとおりこれまで主要戦域、
殊にその中心となる地域一ヵ所を選びまして建立
をさせていただいております。昭和四十六年ま
での硫黄島、それから昭和四十八年のフィリピン戦
没者慰霊碑などを初めといたしまして、昭和六十二
年までの間に海外に九ヵ所の慰霊碑を建立いた
してきております。

これまで建立が認められておりませんでしたイ

ンドネシアとインドの二カ国につきまして、相手国の了解が得られましたので、平成五年度にお

尋ねをしていきたいと思ひます。これは今の話ですけれども、慰靈碑をシベリアにも建てる計画だと聞いております。まずこれに

○政府機関(井上副大臣) 田ソ連地域におまかして
ついてお聞きをいたします。

抑留中亡くなられた方々の慰靈と恒久平和への願いということがから、平成五年度、平成六年度の二年計画で、ロシア連邦のハバロフスク地方に建立をしたいということを取り組んでおります。

○尾辻秀久君　今、場所はハバロフスクというふうにおっしゃっていただきました。これはあえてお尋ねするんですけどけれども、ハバロフスクを選んでいただいたい理由というのは何がありますか。

○政府委員(土井豊君)　ハバロフスク市に建設をすることにいたしておりますけれども、その背景は、こまゝ、即ちヨーロッパの方に行きたいし

といたしまして、折衝中亡くなられた方々の統計の方々がシベリア地域であるということが一点でございます。そして、そのシベリア地域の中でハバロフスク地方における死亡者の割合は約三割ということで最も多くなっております。それから、御案内のとおり交通の便ということも考えまして、将来関係御族が訪問する上でも便利であ

ろうというような考え方からこここの場所を建立地として選んだという事情でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

してまたそれがどうだと申し上げるつもりでお尋ねをしたわけじゃございません。ぜひ立派なものをつくっていただきたいと思います。

これまた質問じゃありませんが、お願ひだけここでさせておいていただきたいと思います。

かねて話題になつております北方領土に慰霊碑をつくりたいということになりますが、これは非常に微妙な問題であります。私どもは自分たちの

領土だと言つておりますから、変に許可を求める
ということになりますと向こうのものだといふ
とを認めかねないこともありますので大変微妙
な問題であります。しかし御遺族の皆さん、関
係の皆さん、そろそろ慰霊碑を建てたい、建てる
ことができればいいなという思いは強いものであ
りますから、ぜひこの点も御努力を続けていただ
きますようお願いだけさせておいていただきま
す。

ちようだいした資料に基づいては一応作業が終わった、したがつて、新しい資料等があればまたそういうものを参考にしながら作業を再開できるという状況でございます。

○尾辻秀久君 その新しい資料ですが、今度個人資料を厚生省は入手されたともお聞きしますが、これははどういうものであつて、今後どういうふうに扱われるか、お聞かせください。

○政府委員(土井豊君) ただいまお尋ねの件でございますけれども、ロシア国家公文書厅の歴史文書資料館というところに保有をされております関係資料といふものが判明をいたしまして、その資料の提供についてロシア連邦政府に申し入れを行つておりましたが、昨年の十一月に三万七千六百件の詳細な個人資料というものの提供を受けております。

この資料の内容でござりますけれども、そのうち日本語で署名をしてある氏名の載つたコピーが約一万五千件ございます。そのほかの資料も、氏名、出生地、家族構成等々十五の項目にわたりまして記載をされているというものでございます。全部が全部十五項目じゃなくて、中には省かれている資料もあるようでございます。

いずれにしても、かなり詳細なデータを含む資料であるということで、現在この資料につきまして翻訳作業をまず始めさせていただいているということでござります。そういう翻訳の仕事を進めながら、名簿登載者の特定作業についてこれらをもとにして銳意取り組んでいるところでございまして、できればことしの秋ぐらいまでにそういう作業のめどをつけたいと考えているところでございます。

○尾辻秀久君 戦没者の御遺族とお話ししまして皆さん言われるのは、どこでどうやって死んでもいったのかわからぬ、せめてそれだけでも知りたいというのが本当に強い思いなのであります。できるだけ御努力いただき、ぜひ判明できるようにしていただきますようにお願いをいたしま

○政府委員(土井豊君) 平成三年四月に両国政府間で基本的な協定を締結いたしまして、遺骨収集と墓参も始まっておりますが、このところどういう状況か、お聞かせください。

それから新たな埋葬地への墓参ということができるようになりましたのは御案内のとおりでござります。平成四年度から実施をしておりまして、これまで遺骨収集につきましては千八百五十九柱を收集いたしております。墓参につきましては平成四年度は四地域、平成五年度は三地域について実施をしているところでございます。

○尾辻秀久君 決して意地悪くお聞きするつもりはありませんが、平成五年度で予算が計上されてしまいましたが、実際実施されたのはその数よりも少なかった。すなわち、予算で計上された地域数よりも実施された地域数が下回っておりましたのが、これは何か理由があつたのか、お尋ねをいたします。

○政府委員(土井豊君) 御案内のとおり、五年度予算におきましては、遺骨収集、墓参とも五地域ということで予定をいたしておりましたが、遺骨収集は四地域、墓参は三地域にとどまりました。

その理由といたしましては、ロシア連邦内でジテリアが流行したということで、いろんな事態も予測されましたので途中で中止をしたという事情でございます。民間の御協力、あるいは遺族の方々にも高齢の方等もかなり多くいるわけでございまますし、また先ほどもお話をありました、遺骨収集の肉体作業というのもかなり厳しいものがございますので、ジテリアに感染する危険ということを考えあわせまして、安全第一ということでございます。

○尾辻秀久君 その御説明は実は年度の途中で聞いたんです。そしてジテリアだと聞きました。私はついうつかり、それは犬の病気じやないかと言つたら、あれはジステンパーだと言われてえらぶをかいたのであります。御説明は聞きました

た。 そのとき思いましたのは、ジフテリアはそれは
しようがない。しかし、何とか場所を変えるとか
あるいは時期を少しずらすとか、シベリアの遺骨
収集が可能な期間というのはもう極めて限られて
いる、非常によく承知している私が言うのもとも
思いますが、それでも何とか少し時期をずらして
と思つたりもしたんです。それであえてお尋ねし
たんですが、その辺のところはお考えになりませ
んでしたでしょうか。

○政府委員(土井昇君) ただいまお話をありまし
たような御要請もいただきまして、政府職員のみ
で構成をした収集団というのを、現地が冬に入る
前の十月下旬に、ブリモルスク地方でございます
けれども派遣をいたしまして、遺骨収集を実施さ
せていただいたというようなことで、不十分でござ
いますけれども努力をさせていただきたいということ
でございます。

○尾辻秀久君 私が皆さんに申し上げるのは観迎
に説法になりますけれども、遺骨収集可能な期間
がもう非常に短い地域でありますから、今後とも
いろいろなことが予想されますので、十分配慮して
万全を尽くしてやっていただきたいとお願いをい
たします。

そこで、平成六年度なんですが、シベリアに対
する遺骨収集と墓参はどういう計画か、予算案が
できておりますので御説明をください。

○政府委員(土井昇君) 平成六年度の予算案にお
ける予定でございますけれども、対象地域の増を
図りまして計画をしております。具体的に申しま
すと、ハバロフスク地方、ブリモルスク地方、イ
ルクーツク州、この三地域のほかに新たにアムー
ル州、アルタイ共和国、ブリヤート共和国及びク
ラスノヤルスク地方、この四地域に着手をするこ
とにいたしておりまして、合計7地域において実
施をしたいと考えているところでございます。

○尾辻秀久君 そのように頑張っていただくのは
大変ありがたいんですけど、今言つておられるのは
今のロシア連邦共和国の中だけだと私は理解して

いるんですが、違つたらまた言つてください。

ただ私が申し上げたいのは、今のロシア共和国だけじゃなくて、旧ソ連の中に随分御遺骨があるところだとか、墓参をしたいと言つておられる方がおるところとかが広がつておるわけでありまして、この辺について何か今後手を打とうとしておられるのか、お聞かせください。

○政府委員(土井豊君) 大変失礼いたしました。ロシア連邦以外の地域で平成六年度に予定をしておるところがございまして、カザフスタンとウズベキスタンの二ヵ国におきまして、遺骨収集、墓参の実施ということで事前協議を行いたいと考えているところでございます。

○尾辻秀久君 私も一ヵ所だけ見せていただきました。南方も大変ですが、またシベリアも大変ですね。もう本当にこれは大変な作業だなと思いました。町になったところはどんどん開発されてしまいます、それから、どういう表現がいいんでしょうか、我々の言葉でわかりやすく言うと、ジャングルにどんどんなつていったようなところはもううつそと木が茂つてしまつて、今度はその木ごとひっくり返さないと作業ができないとか、実際に大変なところだと実感しているんですけれども、どうし

ました。南北も大変ですが、またシベリアも大変ですね。もう本当にこれは大変な作業だなと思いました。町になったところはどんどん開発されてしまいます、それから、どういう表現がいいんでしょうか、我々の言葉でわかりやすく言うと、ジャン

グルも大変ですが、またシベリアも大変ですね。もう本当にこれは大変な作業だなと思いました。町になったところはどんどん開発されてしまいます、それから、どういう表現がいいんでしょうか、我々の言葉でわかりやすく言うと、ジャン

グルも大変ですが、またシベリアも大変ですね。もう本当にこれは大変な作業だなと思いました。町になったところはどんどん開発されてしまいます、それから、どういう表現がいいんでしょうか、我々の言葉でわかりやすく言うと、ジャン

グルも大変ですが、またシベリアも大変ですね。もう本当にこれは大変な作業だなと思いました。町になったところはどんどん開発されてしまいます、それから、どういう表現がいいんでしょうか、我々の言葉でわかりやすく言うと、ジャン

グルも大変ですが、またシベリアも大変ですね。もう本当にこれは大変な作業だなと思いました。町になったところはどんどん開発されてしまいます、それから、どういう表現がいいんでしょうか、我々の言葉でわかりやすく言うと、ジャン

グルも大変ですが、またシベリアも大変ですね。もう本当にこれは大変な作業だなと思いました。町になったところはどんどん開発されてしまいます、それから、どういう表現がいいんでしょうか、我々の言葉でわかりやすく言うと、ジャン

グルも大変ですが、またシベリアも大変ですね。もう本当にこれは大変な作業だなと思いました。町になったところはどんどん開発されてしまいます、それから、どういう表現がいいんでしょうか、我々の言葉でわかりやすく言うと、ジャン

グルも大変ですが、またシベリアも大変ですね。もう本当にこれは大変な作業だなと思いました。町になったところはどんどん開発されてしまいます、それから、どういう表現がいいんでしょうか、我々の言葉でわかりやすく言うと、ジャン

グルも大変ですが、またシベリアも大変ですね。もう本当にこれは大変な作業だなと思いました。町になったところはどんどん開発されてしまいます、それから、どういう表現がいいんでしょうか、我々の言葉でわかりやすく言うと、ジャン

○尾辻秀久君 南方でも一部そういうところがありませんが、南北では遺骨収集するのに機械力を入れながら作業しております。そうすると、そういうものが映像で映つたり写真で出てきたりしますと、御遺族の皆さんからすると、あんなに掘り返して後はどうするんだろう集した後はどういうふうにしておられるか、全般にわたくてお答えください。

○政府委員(土井豊君) お話のような遺骨の収集のやむを得ないような地域もございますので、いろいろな形で実施をさせていただいておりますけれども、その後でございますが、遺骨収集が責任を持って整地をいたしまして原状に復して、そして現地の関係機関の確認を得た上できちっと処理をしているという形で、後々心配がないようになります。

○尾辻秀久君 行かれた皆さんは当然そんな思いで作業されるわけですから、きちんと処理をしておられると思います。今のお答えはまさにそのとおりであろうと思いますし、なければならぬつきましては、なるべく早期にいろんな調査団等を派遣したいと考えているところでございます。

それから、お話をありましたように開発でありますとか、場合によると、いろんな自然環境の変化によりまして物理的な事情から実施が大変困難になつておるといったようなことも予想されます。終戦五十年という非常に長い年月を経た今日においてでございますので、なおさらそういうこ

ともあるうかと考えておりますが、関係御遺族の心情も十分踏まえまして、私どもとしてははどのよ

うな形で取り組むのがいいのか、さらに努力をしておりますが、ほんんどないと思いません。た

だ、シベリアの場合は表土が余りにもかたいとか、先ほど私が申し上げたようなこともあり、一部機械力を入れながら作業しております。

そうすると、そういうものが映像で映つたり写真で出てきたりしますと、御遺族の皆さんからすると、あんなに掘り返して後はどうするんだろう集した後はどういうふうにしておられるか、全般にわたくてお答えください。

○政府委員(土井豊君) お話のような遺骨の収集のやむを得ないような地域もございますので、いろいろな形で実施をさせていただいておりますけれども、その後でございますが、遺骨収集が責任を持って整地をいたしまして原状に復して、そして現地の関係機関の確認を得た上できちっと処理をしているという形で、後々心配がないようになります。

○尾辻秀久君 行かれた皆さんは当然そんな思いで作業されるわけですから、きちんと処理をしておられると思います。今のお答えはまさにそのとおりであろうと思いますし、なければならぬつきましては、なるべく早期にいろんな調査団等を派遣したいと考えているところでございます。

○尾辻秀久君 今お答えはまさにそのとおりでありますけれども、御遺骨があるなと思っておられるという状態でありますから、急いでその御努力をお願いいたしまして、ちょっと時間が早くなくなつましたが、こんなことで評判がよくなるとも思ひませんが、質問を終わらせていただきます。

○日下部裕代子君 児童手当法の一部を改正するため、特に南方の御遺骨は、遺骨収集に行きました。ただ、平成三年八月に当時の海部総理大臣がモンゴル国を訪問した際に、同国の首相から、我が国の遺骨収集、墓参の実施などにつきまして全面的に協力しようという旨の表明がなされておりましたので、これを踏まえまして、平成五年度にランバート周辺の新しい埋葬地三ヵ所を含めまして六ヵ所の埋葬地について墓参を実施いたしました。平成六年度におきましては、戦後初めてでござりますけれども、遺骨収集を実施するとともに本格的な墓参もあわせて行いたいということです。

○尾辻秀久君 モンゴルにつきましてもぜひよろしくお願いをいたします。

○尾辻秀久君 遺骨収集とか懸念選擇とかいろいろ申し上げておきます。

○尾辻秀久君 まず、大臣にお尋ねをしたいと存じます。

○尾辻秀久君 ことしは国連の定めた国際家族年でござります。国際家族年の意義とその目的について、どのようにお考えになつていらっしゃいますか。また、共通のスローガンが「ビルディング・ザ・ス

まいりました。大臣も今までお聞きをいただきました。今後一層促進を図つていただきたいと思います。

ますが、きょうお聞きいただいたところで、大臣の御所感を最後にお伺いをいたしたいと存じます。

○国務大臣(大内啓伍君) 御指摘いただきました。諸点につきましては一つ一つ身にしみる思いで聞いておりますが、お墓として一つずつ埋葬されたところがあります。お墓として一つずつ埋葬されている。じゃ、遺骨収集だからといってその墓を掘り返すのかということも、これまた随分考えなきゃならないことだなと思いつながら今見ておる

わけであります。これもきょう御質問申し上げようという話じやありませんので、今後の課題として私も考えたいと思っておりますけれども、こうな問題については厚生省もいろいろまた御配慮賜りますようお願いをいたしておきます。

最後に、モンゴルについてお尋ねをいたしますが、やっぱり抑留中に亡くなつた方がかなりおられます。遺骨収集とか墓参とか、今後何か考えておられるか、お尋ねをいたします。

○政府委員(土井豊君) モンゴル地域でございますけれども、抑留中に亡くなられた方々の遺骨収集、墓参についてでございますが、昭和四十一年に三ヵ所の埋葬地につきまして政府墓参を実施して以来久しく行っておりません。

ただ、平成三年八月に当時の海部総理大臣がモンゴル国を訪問した際に、同国の首相から、我が国

の遺骨収集、墓参の実施などにつきまして全面的に協力しようという旨の表明がなされておりましたので、これを踏まえまして、平成五年度にランバート周辺の新しい埋葬地三ヵ所を含めまして六ヵ所の埋葬地について墓参を実施いたしました。平成六年度におきましては、戦後初めてでござりますけれども、遺骨収集を実施するとともに本格的な墓参もあわせて行いたいということです。

○尾辻秀久君 まず、大臣にお尋ねをしたいと存じます。

○尾辻秀久君 ことしは国連の定めた国際家族年でござります。国際家族年の意義とその目的について、どのようにお考えになつていらっしゃいますか。また、共通のスローガンが「ビルディング・ザ・ス

モーレスト・デモクラシー・アット・ザ・ハート・オブ・ソサエティー、日本語訳では「家族から始まる小さなデモクラシー」というふうに訳されておりますが、この共通のスローガンを大臣はどのように御理解なさつておりますでしょうか。

大臣は大変に家庭的でいらっしゃるというふうに私は承っております。大臣のお宅にはもう既にデモクラシーは確立していらっしゃるとは思いますが、大臣の家族観も含めながら御意見を承ればと存じます。

○国務大臣(大内啓伍君) 民主主義というものがあらゆる分野で発展するということが大体世界の人類のコンセンサスになってきているわけございますが、その民主主義の発展の原点というものを家庭に求めよう、これが今回の「ビルディング・ザ・モーレスト・デモクラシー・アット・ザ・ハート・オブ・ソサエティー」という意味であろうと思うのでございます。

一九九四年の国際家族年は、各国におきまして多様化する家族の問題について政府や民間の関心を高めて、そういう意味で取り組みを強化することを目的として一九八九年の国連総会において採択されたわけでございます。その原点を、今申し上げたように家族、家庭というところから出発しようというこの着眼は非常に確かな着眼であろうというふうに考えておるわけでございます。

特に我が国におきましては、近年、核家族化の進行、あるいは女性の社会的な進出や出生率の低下、家族を取り巻く環境が急速に変化しているわけでございます。先ほど来御指摘の標語のもとに、特に私どもが心がけなければならない問題は、男女が共同参画して社会をつくり上げていく、それからもう一つは家庭生活と職業生活の調和といいますか、そういうものを図っていくという諸般の課題につきまして積極的に取り組んでいくことが必要であろうと思っているわけでございます。

そういう意味で、私いたしましては少子・高齢化社会に対応いたしまして、一方においては

ゴールドプランというものを立てまして、これをさらに発展させる新ゴールドプランの創設というものを図りながら、特に国際家族年を契機としたしまして、少子化問題に対応した総合的な児童家庭対策としてエンゼルプラン・ブレリュードと銘打ちまして、多様なニーズにこたえようとしている次第でございます。そういう意味で国際家族年というものを理解していける次第でございます。

○日下部禧代子君 どうもありがとうございました。今、大臣がお触れになりましたように、高齢化社会に対応いたしましてゴールドプランというのをございますが、児童対策、子供たちの環境といふことを考えますと、やはりこのような具体的な年次別の数値目標を定めた計画、いわば子供のためのゴールドプランという、そういうふうな強力な計画を策定して推進すべきではないかというふうに思いますが、その点いかがでございますか。

○政府委員(瀬田公和君) 先生がただいま御指摘いたしましたように、次の世代を担う子供たちが健やかに生まれ育つための環境づくりを進めるということは、二十一世紀に向けて我が国が生活していくべき重要な政策課題であります。そこで、大臣から御説明がございましたように思いますが、その点いかがでございますか。

先進国を目指す上におきまして重要な政策課題であるというふうに認識をしております。大臣から御説明がございましたように、厚生省といたしましては、平成六年度においてこのための第一段階といたしまして、子育て家庭を支援する各種の事業を行う基金の創設でございますとか保育対策の充実など、総合的な児童家庭対策の推進リードと銘打ちまして、子育て家庭を支援する企業と個々のベビーシッター会社が個別に契約を結んだ場合に児童環境財団の助成が受けられる

視点から施策の推進を図ることは重要な課題であるというふうに認識をいたしております。そのため、エンゼルプラン・ブレリュードをさしまして、少子化問題に対応した総合的な児童家庭対策としてエンゼルプラン・ブレリュードと銘打ちまして、多様なニーズにこたえようとしている次第でございます。そういう意味で国際家族年というものを理解していける次第でございます。

○日下部禧代子君 どうもありがとうございました。今、大臣がお触れになりましたように、高齢化社会に対応いたしましては、いろいろとさまざまな問題があつたことは否めないというふうに思っております。今回も、せっかくの施策というものがきちんと運用されていくために、そしてまた利用されるためには幾つかの問題点というものをクリアしながら利用者の視点といたしましては、さまざまな問題があつたことは否めないというふうに思っております。

○日下部禧代子君 一括して受け皿というものはつくりて、そしてそれを利用者が選ぶというふうな形には今はいかないわけでございます。そのためには、実は私たちとしては初めての試みでございます。

○政府委員(瀬田公和君) ベビーシッター事業といふものを保育事業の中で取り上げていくというのは、実は私たちとしては初めての試みでございます。したがいまして、ベビーシッターの業界といふものもいろいろござりますけれども、これの指導とか育成とかといふものも考えていかなければならぬ分野でございます。

そういうふうに思つておるわけでございます。そこで、第一段階としては、ただいま申し上げましたように、企業が福利厚生の一環としてベビーシッター等を社員のためにあつせんしていくふうな場合に限らせていただきたいたいというふうに思つております。

○日下部禧代子君 ゼひともこれを機会に、利用する側にとってより便宜が与えられるような運用を考えたいと思います。

○日下部禧代子君 ぜひともこれを機会に、利用する側にとってより便宜が与えられるような運用を考えたいと思います。

○日下部禧代子君 ぜひともこれを機会に、利

用の仕方でございますと必ずしも利用者にとつて便利というわけにはいかないと思うわけですが、その点いかがでございましょうか。

○政府委員(瀬田公和君) 在宅保育サービス事業といふものは、いつでもどこでも自由に利用できるというふうな形にするのが理想であるというふうに思いますが、その点いかがでございましょうか。

○日下部禧代子君 ぜひともこれを機会に、利

用の仕方でございますと必ずしも利用者にとつて便利というわけにはいかないと思うわけですが、その点いかがでございましょうか。

○日下部禧代子君 ぜひともこれを機会に、利

ざまな子育てに関する情報を得るということです。

画を考えていらっしゃるのでしようか。果たして、そうした場合にどのような内容が情報として入手できるのでしょうか。実際にコンビニエンスストアに行って利用をするという場面を想定して、どの程度利用されるというふうなお考えのもとにこの施策を御企画なさったのでございましょうか。

と思ひますが、児童関連情報二十四時間ネットワーク事業というものは、共働きの家庭が地域の保育所やそれからベビーシッター、児童館といった育児関連の情報を、休日でも祭日でも深夜でもいろいろに私たち言つておりますけれども、どこでも気軽に入手することができるよう、コンビニエンスストア等を活用して情報ネットワークというものをつくりたいきたいというふうに考えているわけでございます。

実は、こうしてたのをつくることによってどの程度共働きの家庭のお母さんたち、また一般家庭のお母さんたちに御利用いただけるかということについては、いろんな情報というか、そういうふうな調査という面でもこれはやっぱりモデル的に最初は実施をさせていただくということになるだろうというふうに思っております。

初年度におきましては首都圏を中心に百五十店舗ほど選びまして、それでどの程度の利用があつて、どういった情報と組み込めばいいのかというふうな点の調査もあわせてモデル的に実施をさせていただきたいというふうに考えております。○日下部裕代子君 今の利用者の観点からとことでもう一つ質問させていただきたいと思いまが、駅型保育モデル事業というのが今度の施策にございますが、これは例えば駅ビルの中とかそういうふうにこころに保育所を設けるということを考えてよろしいんでしょうか。大体これは何ヵ所ぐらいいを考えていらっしゃいますか。そして、今具体的にその場所はもう決まっていますでしょうか

か。

○政府委員(瀬田公和君) 駅型保育モデル事業と
いうのは、先生御指摘いたしましたように、共
働きのお母さんたちが出勤をなさるそいつた最
寄りの駅ビルなどに保育施設を設けて、居間
は例えば保育園等と契約を結びましてそちらの方
で保育をしていただい、夕方またそこに責任を
持つて連れてきていただくというふうなこともあ
るかと思ひますけれども、ともかく御帰宅の際に
は駅で責任を持って子供さんをまたお渡しするこ
とができるというふうな形を考えたいというふう
な、いわゆる通勤の便を考えた保育サービスとい
うものを駅型の保育モデル事業というふうに私た
ち呼んでいるわけでございます。

モデル事業でござりますから、どんなものが傷
くお母さんたちのニーズに一番適合しているかと
いうこともあわせていろんな形のものをモデル的
に実施してみたいということで、初年度は八ヵ所
を実は考へておるわけでございます。

前回の児童手当の改正のとき、平成三年でございましたが、私はかなり質問させていただいております。そこで非常に私が驚きましたことは、我が国の児童手当給付額というものは社会保障給付費の〇・四二%であるということをそのとき承りまして驚いたわけでございます。これは他の先進国に比べて大変に低いわけでございますが、今は他の先進国と比べまして社会保障給付費に占める児童手当の給付額の割合というのはどの程度になつておりますでしょうか。

○政府委員(瀬田公和君) 一九八九年の時点で比較をさせていただきますが、社会保障給付費に占める家族給付全体の割合を国際比較いたしますと、日本は約一%というふうになると思います。旧西ドイツが四・七%、イギリスは六・一%といふふうなことで、先生御指摘のようにヨーロッパの各国などと比較すると相当低い値になつているということです。

前回の児童手当の改正のときと、平成三年でございましたが、私はかなり質問させていただきました。そこで非常に私が驚きましたことは、我が国の児童手当給付額というものは社会保障給付費の〇・四二%であるということをそのとき承りまして驚いたわけでございます。これは他の先進国に比べて大変に低いわけでございますが、今は他の先進国と比べまして社会保障給付費に占める児童手当の給付額の割合というのはどの程度になつておりますでしょうか。

○政府委員(瀬田公和君) 一九八九年の時点で比較をさせていただきますが、社会保障給付費に占める家族給付全体の割合を国際比較いたしますと、日本は約一%というふうになると思ひます。旧西ドイツが四・七%，イギリスは六・一%というふうなことで、先生御指摘のようにヨーロッパの各国などと比較すると相当低い値になっているということですござります。

○日下部禧代子君 今お答えいただきましたようだ、一%というこの数字は他の先進国の場合よりもかなり低いわけでございます。これは、児童手当制度というものがどのようにその国において位置づけされているのかということにもつながってくらべて、我が国での児童手当制度というものが社会保障としてきちんと位置づけされているのかどうか、そしてこれからどのように位置づけをしていくこととされているのかということを、最後に大臣に承りたいわけでござります。

大体日本の場合と、出産、育児、そしてまたその後の介護といふものは私的扶養の範囲に入れられて久しいわけでござります。最近はもちろん変わつてしまりました。特に高齢者の場合におきましては、昨日出されました「二十一世紀福祉ビジョン」の中におきましても、きちんと社会が責任を持っていくというふうにされているわけでござります。そしてまた、子供の問題、それもやはり社会的な責任があるといふように位置づけされ

それから大臣はどのようにこの児童手当というものを位置づけていらっしゃるのかということを伺います。

そして、それに関連いたしまして、エンゼルプランがブレイユードではなくて、いつ第一楽章を聞かせていただけるのでございましょうか。その点も含めまして、児童対策に対する御決意のほどを承させていただきまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

それから大臣はどのようにこの児童手当というものを位置づけていらっしゃるのかということを伺います。

そして、それに関連いたしまして、エンゼルプランがプレリュードではなくて、いつ第一楽章を聞かせていただけるのでございましょうか。その点も含めまして、児童対策に対する御決意はどうぞお承りさせていただきまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○國務大臣(大内啓伍君) 幼い子供たち、児童といふものを健全に育成していくということは、單に民族の将来だけではなくて、國際社会全体にとっても非常に重要な課題だと心得ております。そのため児童が健やかに生まれ育つような環境の整備という問題は、国家や自治体やあるいは企業、個人それぞれの分野で扱っていかなければならぬ重要な課題だと思っております。

児童手当という面だけで御議論を賜りますと、御指摘のように欧米に比しましてそのスタートもおくれておりますし、またその給付の内容、期間もが歐米に劣っていることは御指摘のとおりでございます。したがいまして、この児童手当をこれらどのように位置づけていくかということについては、相当の議論が必要だと考えております。

欧米と日本との違いの中で、一つは児童手当を純粹の社会保障という物の考え方でこの問題に對応する欧米の考え方と、それから日本の場合は、御案内のとおり御主人が給料をいたぐ、そうすると家族扶養手当といったようなものがある、また税制面でも扶養家族に対する控除制度があるといったような全般的な仕組みの中で、児童手当となるのが欧米に比しておくれてきているのではないかと思っているわけであります。

したがって、一概にこの部分だけで比較して低い、安いということを論ずることについてはいろいろな御議論があるうと思いますが、やはりこれから児童手当については社会保障の重要な施策の一

つである。したがって、今度は児童育成事業といふ問題を大きく取り上げこれについて大幅な予算を獲得いたしましたのも、これを社会保障制度として位置づけていく必要がある、こういう考え方方に立ったわけでございます。

が、福祉ビジョン懇談会の中でも少子対策についてどういう論議がなされておるのかということ、あわせて、これをまたエンゼルプランということでお早期に策定をしろということになりますが、厚生大臣はこれについて具体的な構想を持つておられましたら御開陳をお願いしたいというふうに思ひます。

本研究は、著者らの以前の研究^{2,3}をもとに、

○勝木健司君
おいて児童手足
が時代の趨勢、
から私ども感
る次第でござ
家庭の生活の文
児童の健全育成
るものであるし
そういうたま
社施設事業と
た、そして今ま
分として拠出さ
童手当分と児童
するようになら
わけでありませ
と児童育成事業
いてお伺いをして
「理事長
あわせて、へ
主サイドの理解を
うことであなり
字が出てきた相
そして、将だ
か、どういづれ
更されるのか
したいと思いま
したが、どうい
うことであなり
字が出てきた相
して、将だ

私は、児童手当制度は、児童養育女定に寄与して、次代の社会を担うべき制度といふものを幅広く考えてもらっているわけでございまして、何と時代の要請にこたえるように、この想命な努力を傾注したいと考えています。

意味で、今回の法改正の特徴は、福井市が児童育成事業に変更され、いう名称を児童育成事業に変更され、今まで事業主から児童手当の現金給付金を徴収していたものを、今後は児童育成事業分とに用途を分けて徴収する点であるというふうに考えておる。こういう特定財源を児童手当分率分とに分けられた理由と意義についてお伺いをいた

ます。

野瀬君退席、委員長着席】

今回の提出金率千分の〇・二を事業府を求めるながら徴収をしていくといふが、この千分の〇・二という数字についてもお伺いをしたい。

事業とい
ただくと
でござい
す財源に
るわけで
それが
るとい
成六年度
業等を勘
う拠出
います積
事業を円
に考えて
将来的
きく伸ば
ろんこの
いうこと
れども、
また事業
状況とか
事業主側
えており
ます。少子
は約三百
〇勝木健
ますと約
す。

司君 今年度の予算では児童育成事業費二億円となっており、平成五年度と比べ三倍強の伸びとなつておるわけであります。主側の要望とか、あるいは一般的な経済化を防ぎ、そして児童を健全に育成するそういうふた種類のものを勘案しながらと折衝を重ねていきたいというふうに考へています。

拠出金率を千分の〇・二と考えていいことだが、ということをございますが、平成五年度に予定をしております各種の児童育成事業案いたしますと、大体一千分の〇・二と金率で充当できる、それに現在若干ござり立金をさらに活用いたしまして児童育成事業に実施させていただきたいというふうに思ひます。

には、この児童育成事業というものを大していくということになりますと、もちろん一千分の〇・一という拠出金率の改正と滑りに実施させていただきたいというふうに思ひます。

うものに要する拠出金率を定めさせていいことに非常に大きな意味があるわけがござして、新たに事業主側からいただきまして、よりましてこの児童育成事業というものを拡充していきたいというふうに考へています。

○勝木健司君 高齢化対策につきましては、いわゆるゴールドプランが着足をいたしまして着実に成果を上げておるようですが、先ほどもありましたが、少子化の進行というのが超高齢化社会を加速しておることでありますから、やはりこの少子化の問題に歯どめをかけ、将来にわたって活力のある社会を築いていかなければなりません。なんじやないかというふうに思われるわけであります。

新ゴーランドプランにつきましては、ことしの夏の概算要求の段階で計画としてほぼこれを確立いたしまして予算要求をしたいと考えておりますが、エンゼルプランにつきましてはなお検討をする面が多くございまして、概算要求においてその全容を要求する状況になるかどうかまだ定かではありませんが、少なくともエンゼルプランはございませんが、少なくともエンゼルプランといふものに最大限近づけるような予算措置を要求をしてまいりたい、こう考えておる次第でございまして

卷之三

〔西田公和君〕 あわせて、今回の拠出金率千分の〇・二を事業主サイドの理解を求めながら微収をしていくことといたることであります。この千分の〇・二といら数字が出てきた根拠についてもお伺いをしたい。
そして、将来変更される考え方があるのかどうか、どういった状況のときにどういった理由で変更されるのかということともあわせてお伺いをいたしたいと思います。

また事業状況とか事業主側えており、○勝木健は約三百ますと約す。少子ために事

司君 今年度の予算では児童育成事業費二億円となつており、平成五年度と比べ三倍強の伸びとなつておるわけであります。主側の要望とか、あるいは一般的な経済化を防ぎ、そして児童を健全に育成することと折衝を重ねていきたいというふうに考

〔委員長退席、理事音野壽君着席〕

そこで、先ほどもありましたが、本年は国際家庭年でもあります。今年度から政府もエンゼルプラン・ブリュードと名づけた総合的な児童家庭対策を展開しているわけであります。こういうものはまさに時宜を得たものであると私も評価をいたしております。

そこで、このエンゼルプラン・ブリュードの中で今回の児童手当法の改正がどのように位置づけられておるのかということ、そしてまた先ほどもありましたように、けさの新聞にもあります

そして、その中で児童手当制度という面は、当然単なる現金給付という問題だけではなくて児童の育成事業がより重要な課題として登場してきている。そういう見地から、保育制度につきましては多様なニーズにこたえるような各種の保育制度、保育事業というものを展開していくなければならないし、また地域の子供たちが安心して遊べるような街づくりであるとか、あるいは低学年児童の放課後の児童館等の活用等による遊び場の確保、あるいは友人と交流といったような各面に

正體光 - 漢語文字量度

けれども、とりわけ働く女性の低い出生率等の状況にかんがみますと、仕事と子育ての両立を支援していくことが現時点におきましては特に必要であるというふうに考えておりまして、当面はきめ細かな保育サービスや児童の健全育成のための事業の充実などに、児童手当制度に基づく福祉事業としての児童育成事業の拡充というものを考えていただきたいというふうに考えております。それから、先生御指摘いただきましたように、今回の児童手当法の改正の一番の眼目となるものは、現金給付を要する拠出金率のはかに児童育成

に時宜が、この何がしかし、平成六年十一月二十日、
いうふうで、そこで、統させま
後もこのままおられ
す。

この児童育成事業を将来どのように継続立金の取り崩しが行われていくのかどうか発展させていくのかということで、今わせて財源の安定化についてもどう考えているのか、お伺いをいたしたいと思いま

第七部 厚生委員会会議録第三号 平成六年三月二十九日 【参議院】

○政府委員(瀬田公和君) さきにお答え申し上げましたように、事業主側からの拠出金とそれから積立金を活用することによって平成六年度の児童育成事業を実施させていただくわけでございますけれども、積立金につきましては、これは実は児童環境基金をつくる際に今まで積み立てられてきた金額をちょうどだいたしまして基金をつくるということが一つ、それからさらに余ったものにつきまして平成六年度の児童育成事業にも充当させていただこう、こういうふうに考えて予算を組ませていただいているわけでございます。

今後の児童育成事業の拡充、発展につきましては、この事業主側の拠出金に対する考え方、いろいろ考え方はあると思いますけれども、いろんなお母さんの方のニーズそれから事業主側の考え方、そういうものを各種勘案しながら協議させていただきます。毎年度適正な拠出金率で決定をさせていただくというふうな趣前にさせていただけております。

○勝木健司君 今もありましたように児童環境財団といつたものを設立される、同時に児童環境基金といつたものも設置をするということを聞いておりますが、この児童環境財団、児童環境基金といつたものの位置づけとか意義についてもお伺いをしたい。

あわせて、中央児童福祉審議会の答申の中で、「新たな財団の設立を許可する場合には、行政改革の趣旨に従って既存財団の廃止を行うこととするべきである」という答申が出されておるわけであります。この件についてもお伺いをいたしました。

○政府委員(瀬田公和君) 児童環境財団、児童環境基金といふものの意義ということでござりますけれども、共働き家庭などを対象とした育児支援や児童健全育成サービスの実施に当たりましては、そのニーズが非常に多様であるということから、きめ細かなサービスの提供といふものに特に心がける必要があるのではないだろうかと、いうふうに考えております。

○政府委員(瀬田公和君) 児童環境財団、児童保育を法制化しようという動きもあるやに伺つております。こうした学童保育の法制化についてもどのようにお考えになつておられるところを聞いてお伺いをいたしたいと思います。

○政府委員(瀬田公和君) 近年の出生率の低下、都市化、核家族化といったものの進行等によりまして、児童の遊び場の不足、また児童が遊び仲間を通じて多様な人間関係を経験する機会というも

中でも、育児支援事業を行う民間事業者の助成事業などにつきましては、民意を反映しながら多様なニーズにこたえて機動的、弾力的に事業を行っていく必要があるというふうに考えまして、そこで新たに財団を設立して児童育成事業の一部の実施をそこにゆだねるという決断を私たちをしていただけてございます。

それから、先生から御指摘がございましたように、中央児童福祉審議会の答申におきまして、新たな財団をつくる場合には特に既存の財団の廃止、統合というふうな、スクラップ・アンド・ビルトということにも心がけるべきであるという趣旨の御答申をいたしております。その趣旨に沿いまして既存の財団の廃止ということも考えております。

○勝木健司君 次に、平成六年度から子どもや小さい街づくり推進会議の設置による長期的な街づくりプランの策定、児童館、児童センター、児童公園等の整備計画の策定、児童館、児童センターが盛り込まれておるわけですが、この子どもや小さい街づくり事業の意義について、また将来展望も含めてどのように考えておられるのかということ。

そしてまた、放課後児童対策事業も、平成五年度の実施状況が三千九百カ所ほどであるのに対しまして、平成六年度では四千五百カ所ほどになるべきである」という答申が出されておるわけであります。この件についてもお伺いをいたしました。

○政府委員(瀬田公和君) 児童環境財団、児童保育を法制化しようという動きもあるやに伺つております。こうした学童保育の法制化についてもどのようにお考えになつておられるところを聞いてお伺いをいたしたいと思います。

○政府委員(瀬田公和君) 児童環境財団の答申におきましては、この市町村レベルでの健全育成対策の推進と、そこで新たに財団を設立して児童の健全育成にかかる実施をそこにゆだねるという中で、このボランティアによる児童の育成といったものは大事なことともに、子供の遊び場の確保とか地域の実情に応じた親と子の触れ合い、そういう事業の選択を実施いたしました。地域全体で児童の健全育成の向上を図つていければというふうに考えているわけでございます。

また、先生御指摘いただきました保護者が星間において、御指摘の如く、児童クラブ事業といつたものを盛り込まれておるわけですが、この子どもや小さい街づくり事業の意義について、また将来展望も含めてどのように考えておられるのかということ。

放課後の児童対策事業といふものが望ましい方向に発展することができるよう、今後とも適切な方策を検討してまいりたいというふうに思つております。私たちいたしましては、各小学校区に一つずつ児童クラブ、児童館といったものを長期的な目標に掲げて充実強化というものを図つていただきたいというふうに考えているわけでございます。

また、中央児童福祉審議会の答申におきましては、こういった児童育成事業につきまして法的地位づけも含めて今後検討してみてはどうかという御意見も伺っておりますので、その方向で私たちも検討させていただきたいというふうに考えてお

のが非常に減少てきておりまして、地域の実情に応じた市町村レベルでの健全育成対策の推進と、いうものが特に今必要になってきている段階ではないかと思います。

こうした問題を踏まえまして、平成六年度から児童育成事業により新たに子どもにやさしい街づくり活動のネットワーク化というものを図ることで、市町村を主体として長期的な街づくりプランの作成、それから地域活動といふもの、児童に即した地域活動のネットワーク化というものを図ることともに、子供の遊び場の確保とか地域の実情に応じた親と子の触れ合い、そういう事業の選択を実施いたしました。地域全体で児童の健全育成の向上を図つていければというふうに考えているわけでございます。

また、先生御指摘いただきました保護者が星間において、御指摘の如く、児童クラブ事業といつたものを盛り込まれておるわけですが、この子どもや小さい街づくり事業の意義について、また将来展望も含めてどのように考えておられるのかということ。

放課後の児童対策事業といふものが望ましい方向に発展することができるよう、今後とも適切な方策を検討してまいりたいというふうに思つております。私たちいたしましては、各小学校区に一つずつ児童クラブ、児童館といったものを長期的な目標に掲げて充実強化というものを図つていただきたいというふうに考えているわけでございます。

放課後の児童対策事業といふものが望ましい方向に発展することができるよう、今後とも適切な方策を検討してまいりたいというふうに思つております。私たちいたしましては、各小学校区に一つずつ児童クラブ、児童館といったものを長期的な目標に掲げて充実強化といふものを図つていただきたいというふうに考えているわけでございます。

○国務大臣(大内啓伍君) 御案内のとおり、近年、大変な核家族化あるいは都市化といふものが急速に進展しております。これまで家庭が持つていた機能、例えば介護であるとか育児であるとかという機能が家庭の中でなかなか全うし得ないという問題が起つてきております。この家庭機能の崩壊といいますか、減少といいますか、そういう問題を社会的にどのように支援、救済していくかといふことが今大きな問題になつてきています。

○政府委員(瀬田公和君) その社会的な支援も、もちろん国や自治体、あるいは企業によつては企業といつたような分野でのやるのが多いのでござりますけれども、それだけではやはり介護の問題あるいは育児の問題も解消できない。そういう意味で、ボランティア活動の重要性といふものはこのところ急速に増大しているというのが私の認識でございます。

したがいまして、御指摘のようなボランティアのボランティア活動に参加をしていただきたい、その条件を我々として整えなければなりません。

ばならないという趣旨からでござります。

本改正案は児童手当法上、児童育成事業を行なう根拠を置くためのものでありますけれども、従来、一般会計で行つてきただ保育対策などを大幅に児童手当会計に移すのは厚生省の工夫の一つかもしませんけれども、懸念を表明する人もいるわけです。
現に、二月の社会保険制度審議会答申では注文がつきまして、答申は、

出がそれに伴ってどうあるべきか、さらにはまた今御指摘の支給年齢の問題等を総合的にその時点でも、「つまり平成六年です、今の時点。「再検討いたしましてこの制度の充実を図つてしまいたい、このように考えておる」というふうに大臣は答弁をしていらっしゃいます。

そこで、二点大臣にお伺いしたいわけですがけれども、一つは、若い世代の子育ては非常に大変であります。経済的負担を軽くするためにも支給年齢を設定して就学前に繰り上げる、または支給額の引き上げなどゆとりのある子育てをできるよう児童手当を早急に見直すべきだと思いますが、この点、もう一点、この見直しの時期に当たりまして、若いお母さん、お父さんを対象とした要望などか意向調査を実施して見直しの参考にしていただけないかどうか、そのような調査をしてはどうかといふことで、そのおつもりはいかがでしょうか、お聞きをいたします。

○国務大臣(大内啓伍君) 児童手当に関する現金給付の平成六年度予算の数字を申し上げますと、事業主負担が一千二百十一億円、国の負担が二百五十五億円、地方自治体の負担が百二十八億円、こういう仕組みの中で実は児童手当の現金給付が

○国務大臣(大内豊臣君)児童手当に関する現金給付の平成六年度予算の数字を申し上げますと、事業主負担が一千二百十一億円、国の負担が二百五十五億円、地方自治体の負担が百二十八億円、こういう仕組みの中で実は児童手当の現金給付が行われております。

したがつて、このボランティア活動の急速な発展というものを期するために、平成六年度予算につきましてはこの点に相当力を入れまして予算要求をお願い申し上げているという状況でござります。

なったわけですが、私の地元でいろいろな女性団体の方にお聞きいたしましたが、三歳まではねというようなことをお聞きします。児童手当制度が確認答申で抜本的に見直すことと指摘されました。それで以来、いわば受難の歴史をたどってきたとも思うわけです。

私は前回の改正時には議員ではありませんでしたので、会議録を読ませていただきました。議論が集中いたしましたのは、支給年齢。それから手当額、特例給付の継続、所得制限などです。しかし、やはり議論が集中いたしましたのは、支給年齢が三歳では短過ぎるという点と手当額の充実ではないかといったかと思います。

支給年齢の引き上げと支給額の充実というのやはり国民の皆さんの中の要求の反映だだと思いませんし、またそういうふうに見るべきだと思うわけです。すけれども、厚生省は、前回改正時の委員会の論議が集中いたしましたこのような点について、これはやはり民意の反映だというふうに見ておられるかどうか、お聞きをいたします。

また、支給額につきましても、これは昭和五十一年以降の諸事情の変化というものを勘案して改訂を行った結果というふうに承知をいたしております。
支給対象、支給額の問題等々につきまして種々検討すべき問題があるということは私たちも承知をいたしておるわけでございますが、さきに先生からお御指摘いただきました社会保障制度審議会の答申にもありますように、この制度改革といふものが三年間の経過措置を経まして本年一月より本格実施になつたばかりであるという状況にありますので、なお本格実施後の状況といふものを見定めながら今後の方針といふものを検討していくたいふうに考えておるわけでございます。
○西山登紀子君 平成三年の改定のときには、当時の大臣がこのように答弁をしておられるわけですね。「我々は今の三年を超えたところになるべく改めていただいたいわけでございます」「一番大きなことはやはり給付がどうあるべきか、あるいは

給付の平成六年度予算の数字を申し上げますと、事業主負担が一千二百十一億円、国の負担が二百五十五億円、地方自治体の負担が百二十八億円、こういう仕組みの中で実は児童手当の現金給付が行われております。

その期間を三歳から例えば六歳ぐらいまで延ばす、あるいは今の支給額も大幅にふやすという問題になりますと、これはその財源措置について各方面の御理解をいただかなければならない非常に大事な問題がございます。

そこで、社会保障制度審議会の御審議もいただきまして、平成三年度の段階でまず第一子への拡大のみならず、第二子、第三子の給付額というものをかくかくしかじかに改善すべきである、こういう御答申を賜りまして、その答申を踏まえながら実は平成三年度の改正をやらせていただき、そして本年一月からこれが初めて実施という方向になつてまいりましたことは、先ほど局長も御説明申し上げたとおりでございます。

御指摘の点は確かに御議論のあるべき問題の論

私は、国際家族年に当たりまして、経済大国と言われる今の日本の家族を見た場合に、家族の団らんが急速に失われてきているのではないかと大変心配をしております。家族の団らんを取り戻すためには、週休二日制や労働時間の短縮など働く人々の労働条件の改善とあわせまして、安心して子供を産み育てることのできる環境が必要だと思うわけです。

そこで、まず児童手当についてですけれども、

齡が三歳では短過ぎるという点と手当額の充実ではなかつたかと思ひます。

で、なお本格実施後の状況というものを見定めながら今後の方向というものを検討していくいたいというふうに考えておるわけでござります。

○西山登紀子君 平成三年の改定のときには、當時の大臣がこのように答弁をしておられるわけですね。「我々は今の三年を超えたところになるべく、早い時期に見直すということをこの間の改正で決めていただいたわけでござります」「一番大きなことはやはり給付がどうあるべきか、あるいは被

きまして、平成三年度の段階でます第一子への拡大のみならず、第二子、第三子の給付額というもののをかくかくしかじかに改善すべきである、こういう御答申を賜りまして、その答申を踏まえながら実は平成三年度の改正をやらせていただきまして本年一月からこれが初めて実施という方向になつてしまひましたことは、先ほど局長も御説明申し上げたとおりでございます。

御指摘の点は確かに御議論のあるべき問題の論

第七部 厚生委員会会議録第三号 平成六年三月二十九日

点だと考えておりますが、私どもいたしましてはとりあえずこの実施状況を十分把握いたしました。

て、外国の場合は先ほどもちょっと申し上げましたように給与体系とか税制の仕組みといったような面で相当の違いがございますので、単純にその部分だけを比較するということもいかがかと思つておりますが、御指摘の点につきましては、まずそういう方向で平成三年の改正の実施状況をきらつと見きわめて検討したいと思っておる次第でございます。

それから、若い夫婦の皆さんの考え方を聞いたらどうか、そのための調査をというお話をございました。私どもとしては、この児童手当を考えに当たりましてはそういう若い夫婦の考え方をしっかりと把握するということは大事なことだと考えておりまして、いろんな工夫はしたいと考えておる次第でございます。

○西山登紀子君 次に、仕事と育児の両立に関して、夜間保育所と学童保育について質問をいたします。

平成四年の合計特殊出生率は一・五〇に低下をしておりまして、史上最低記録を更新中ということです。中でも働く女性の合計特殊出生率といふのは無業者の女性と比べてはるかに低いことがこういう厚生省が監修のハンドブックでも明らかにしておりまして、夜間保育所は、先生御指摘いたしました。

昭和六十年のデータですけれども、就業者の〇・七五に比べて無業者は三・〇五です。ですから、少子化と言われ、また一・五〇と言われるその中身は、働く女性の場合一人も子供が産めないような状況も出ているという極めて深刻な実態ではなかろうかと思ひます。就業しながら子供を産み育てるということがいかに困難であるかを示しておると思うわけです。

そこで、夜間保育所の問題ですが、現在三十六カ所ございますが、夜間保育のニーズが大きくなっているにもかかわりませず、現在の補助の仕組みでは保育園側の負担が大きくて二の足を踏むのが実態でありますとお聞きしますと最近一カ

園減ったそうです。

今回、時間延長型保育サービス事業としてA型、B型、C型という三つのメニューが行われるわけですが、夜間保育所をやつておられる皆さんの中には、これで夜間保育所が解消されるのではないかという御心配を持っていらっしゃる方がおられます。これで夜間保育に対応されるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○政府委員(瀬田公和君)

先生御指摘いただきましては、この検討会の結果も参考にさせていただきながら今後の方向というものを考へさせていただこうと思っております。

したがって、女性の就労の増大または就労形態の多様化等といふものが進んでおりまして、夜遅くまでの保育の需要というのも非常に増大しているというのが実態でございます。

このため、ごらんただいておりますように、平成六年度の予算案におきましては保育時間の延長に係る現行の施策というものを見直しまして、残業や通勤時間等に対応した時間延長型の保育サービス事業といふのを実施することにいたしました。これによりまして就労と育児の両立の支援を積極的に推し進めていきたいというふうに考えておる次第でございます。

○西山登紀子君 夜間保育というのは、単に延長

して、夜間保育事業全般についての検討というのも今後積極的に行つていきたいというふうに考へているわけでございます。今後の夜間保育事業のあり方につきましては、この検討会の結果も参考にさせていただきながら今後の方向というものを考へさせていただこうと思っております。

したがって、厚生省の方も今度答申に基づいて検討さ

れることで、何かお困りのことがあれば、

お聞きを

ください。

それが、厚生省の方も今度答申に基づいて検討さ

れることで、何かお困りのことがあれば、

紹介議員 矢野 哲朗君
江連豊松

この請願の趣旨は、第一一號と同じである。

第一三三号 平成六年二月十七日受理
年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願

請願者 栃木県芳賀郡益子町大字益子一ノ五三八 杉山正五

紹介議員 岩崎 純三君

この請願の趣旨は、第一一號と同じである。

第一三四号 平成六年二月十七日受理
国民医療の改善等に関する請願

請願者 愛知県豊明市間来町鶴根一、三ノ八八 鈴木恒雄 外百十四名

紹介議員 前畑 幸子君

この請願の趣旨は、第三號と同じである。

第一三五号 平成六年二月十七日受理
戦時災害援護法の制定に関する請願

請願者 名古屋市西区新道一ノ二五ノ一七 吉田又彦 外五十三名

紹介議員 前畑 幸子君

この請願の趣旨は、第四二號と同じである。

三月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和

に関する請願(第一四四号)(第一四六号)

一、年金水準の確保に関する請願(第一五三号)

(第一五六号)(第一五八号)

一、国民医療の改善等に関する請願(第一六〇号)

一、年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和

に関する請願(第一六九号)

一、真に人権保障に基づく障害者施策の確立に

関する請願(第一七二号)

一、戦時災害援護法の制定に関する請願(第一

七七号)
年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願

請願者 奈良県宇陀郡榛原町萩原一、八四

七七号)

一、年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願(第一八〇号)

一、年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願(第一八二号)(第一八五号)

一、国民医療の改善等に関する請願(第一八六号)

一、年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願(第二〇一号)(第二〇三号)(第二〇七号)

一、身体障害者スポーツの促進に関する請願(第二〇八号)(第二〇九号)(第二一〇号)(第二一三号)

一、国民医療の改善等に関する請願(第二一五号)

一、身体障害者スポーツの促進に関する請願(第二二〇号)(第二二一号)(第二二四号)(第二二六号)

一、戦時災害援護法の制定に関する請願(第二二八号)

一、年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願(第二二九号)(第二三〇号)(第二三一号)

一、国民医療の改善等に関する請願(第二三三号)

一、年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願(第二三九号)(第二四〇号)(第二四二号)

一、戦時災害援護法の制定に関する請願(第二四三号)

一、年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願(第二四四号)(第二四六号)

一、国民医療の改善等に関する請願(第二四七号)

一、年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願(第二四八号)

一、戦時災害援護法の制定に関する請願(第二四九号)

一、年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願(第二五〇号)(第二五二号)(第二五三号)

一、戦時災害援護法の制定に関する請願(第二五四号)

一、年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願(第二五五号)(第二五七号)

一、戦時災害援護法の制定に関する請願(第二五八号)

一、年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願(第二五九号)(第二六〇号)

一、戦時災害援護法の制定に関する請願(第二六一号)

一、年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願(第二六二号)(第二六三号)

一、戦時災害援護法の制定に関する請願(第二六四号)

一、年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願(第二六五号)(第二六七号)

一、戦時災害援護法の制定に関する請願(第二六八号)

一、年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願(第二六九号)(第二七〇号)

一、戦時災害援護法の制定に関する請願(第二七一号)

一、年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願(第二七二号)(第二七三号)

一、戦時災害援護法の制定に関する請願(第二七四号)

一、年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願(第二七五号)(第二七六号)

一、戦時災害援護法の制定に関する請願(第二七七号)

一、年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願(第二七八号)(第二七九号)

一、戦時災害援護法の制定に関する請願(第二八〇号)

一、年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願(第二八一号)(第二八二号)

一、戦時災害援護法の制定に関する請願(第二八三号)

一、年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願(第二八四号)(第二八五号)

一、戦時災害援護法の制定に関する請願(第二八六号)

一、年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願(第二八七号)(第二八八号)

一、戦時災害援護法の制定に関する請願(第二八九号)

一、年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願(第二九〇号)(第二九一号)

一、戦時災害援護法の制定に関する請願(第二九二号)

三ノ一〇 鈴木要 外四千二百十
紹介議員 吉田 之久君
九名

この請願の趣旨は、第一一號と同じである。

第一五三号 平成六年二月十八日受理
年金水準の確保に関する請願

請願者 福井市大谷町二五ノ一〇ノ三 足
紹介議員 利正臣
山崎 正昭君

この請願の趣旨は、第三一號と同じである。

第一五六号 平成六年二月十八日受理
年金水準の確保に関する請願

請願者 山形市鈴川町一ノ二ノ一八 井上
紹介議員 鈴木 貞敏君
幸吉

この請願の趣旨は、第三一號と同じである。

第一五六号 平成六年二月十八日受理
年金水準の確保に関する請願

請願者 神戸市須磨区東町四ノ五ノ三 長
紹介議員 河本 三郎君

この請願の趣旨は、第三一號と同じである。

第一五六号 平成六年二月十八日受理
年金水準の確保に関する請願

請願者 島惟隆
紹介議員 青森県弘前市稔町三ノ三四 阿保
みつあ 外二十名
紹介議員 三上 隆雄君

この請願の趣旨は、第三一號と同じである。

第一五六号 平成六年二月十八日受理
年金水準の確保等に関する請願

請願者 愛知県春日井市出川町無番地二ノ
一三 藤森孝介 外九十九名
紹介議員 前畑 幸子君

この請願の趣旨は、第三一號と同じである。

第一五六号 平成六年二月二十一日受理
年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願

請願者 大分県下毛郡本耶馬渓町大字埴田
七九ノ三 山本正己 外十六名
紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第三一號と同じである。

第一五六号 平成六年二月二十一日受理
年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願

請願者 奈良県宇陀郡榛原町萩原一、八四
紹介議員 三上 隆雄君

この請願の趣旨は、第一一號と同じである。

第一五六号 平成六年二月二十一日受理
年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願

請願者 奈良県宇陀郡榛原町萩原一、八四
紹介議員 三吾君

この請願の趣旨は、第一一號と同じである。

第一五六号 平成六年二月二十一日受理
年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願

請願者 奈良県宇陀郡榛原町萩原一、八四
紹介議員 三吾君

この請願の趣旨は、第一一號と同じである。

第一七二号 平成六年二月二十一日受理
真に人権保障に基づく障害者施策の確立に関する請願

請願者 京都府舞鶴市北田辺一五五 千代
留治 外三百九名
紹介議員 会田 長栄君

この請願の趣旨は、第一一號と同じである。

第一七二号 平成六年二月二十一日受理
真に人権保障に基づく障害者施策の確立に関する請願

請願者 留治 外三百九名
紹介議員 会田 長栄君

この請願の趣旨は、第一一號と同じである。

第一七二号 平成六年二月二十一日受理
真に人権保障に基づく障害者施策の確立に関する請願

請願者 留治 外三百九名
紹介議員 会田 長栄君

この請願の趣旨は、第一一號と同じである。

第一七二号 平成六年二月二十一日受理
真に人権保障に基づく障害者施策の確立に関する請願

請願者 留治 外三百九名
紹介議員 会田 長栄君

この請願の趣旨は、第一一號と同じである。

第一七二号 平成六年二月二十一日受理
真に人権保障に基づく障害者施策の確立に関する請願

請願者 留治 外三百九名
紹介議員 会田 長栄君

この請願の趣旨は、第一一號と同じである。

第一七二号 平成六年二月二十一日受理
真に人権保障に基づく障害者施策の確立に関する請願

請願者 留治 外三百九名
紹介議員 会田 長栄君

この請願の趣旨は、第一一號と同じである。

第一七二号 平成六年二月二十一日受理
真に人権保障に基づく障害者施策の確立に関する請願

請願者 留治 外三百九名
紹介議員 会田 長栄君

この請願の趣旨は、第一一號と同じである。

第一七二号 平成六年二月二十一日受理
真に人権保障に基づく障害者施策の確立に関する請願

請願者 留治 外三百九名
紹介議員 会田 長栄君

この請願の趣旨は、第一一號と同じである。

第一七二号 平成六年二月二十一日受理
真に人権保障に基づく障害者施策の確立に関する請願

請願者 留治 外三百九名
紹介議員 会田 長栄君

この請願の趣旨は、第一一號と同じである。

改定など現行の不合理な内容を改善すること。

3 科学技術・医療などの発展を、障害者の生活のあらゆる分野に取り入れること。取り分け福祉機器の研究・開発を進め、補装具・日常生活用具として無料で支給すること。

4 障害者が住み慣れた地域の中で生活できるようホームヘルパー派遣制度など住宅施策を充実させるとともに、グループホームなど生活施設を大規模に建設すること。その際、費用は無料とし、関係職員の増員、待遇改善も進める。

5 障害者の社会参加を推進するために、建築基準法の改正を始め、「まちづくり」を法的に位置付けること。またリフト付きタクシー・バスの運行、JR等の運賃割引制度の拡充など移動・交通対策を推進すること。

二、「障害者対策に関する新長期計画」の推進に当たっては、十分な財源と年次計画を明らかにし、実施状況を毎年公表すること。また計画内容の追加・訂正ができるようになります。三、すべての地方自治体にも「長期計画」を策定させ、障害者施策の推進に当たるよう指導すること。その際、財源を十分に保障するなど推進のための必要な援助を講ずること。

第一七七号 平成六年二月二十一日受理
戦時災害援護法の制定に関する請願

請願者 名古屋市中川区中須町字辻の上一五〇〇七〇 西脇真弓 外十名

紹介議員 谷畑 孝君
この請願の趣旨は、第四二号と同じである。

第一八〇号 平成六年二月二十一日受理
年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願

請願者 島取県倉吉市湊町二八八 伊佐田 富之

紹介議員 坂野 重信君

この請願の趣旨は、第一一号と同じである。

第一八一号 平成六年二月二十一日受理
年金水準の確保に関する請願

請願者 岡山市東山三ノ五ノ二〇 佐藤文雄 外三百四十八名

紹介議員 加藤 紀文君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第一八三号 平成六年二月二十一日受理
年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願

請願者 長崎市八百屋町三六 山田治助
外三千五百十一名

紹介議員 松谷蒼一郎君

この請願の趣旨は、第一一号と同じである。

第一八五号 平成六年二月二十一日受理
年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願

請願者 大分県津久見市徳浦七ノ三〇 甲斐正平 外九名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第一一号と同じである。

第一八六号 平成六年二月二十一日受理
国民医療の改善等に関する請願

請願者 名古屋市名東区つづじが丘三〇一
ノ三〇ノ一〇八 磐谷初男 外九
十九名

紹介議員 前畠 幸子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一九〇号 平成六年二月二十二日受理
年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願

請願者 北九州市若松区新大谷町二ノ三二
又丸進 外十九名

紹介議員 合馬 敬君

この請願の趣旨は、第一一号と同じである。

第二〇三号 平成六年二月二十二日受理
年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願

請願者 茨城県水戸市西原三ノ五ノ八 塩谷勇四郎 外五百四十六名

紹介議員 狩野 安君

この請願の趣旨は、第一一号と同じである。

第一八一号 平成六年二月二十三日受理
年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願

請願者 栃木県鹿沼市蓬萊町九二二ノ四
大内義夫 外四十八名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第一一号と同じである。

第一九二号 平成六年二月二十三日受理
身体障害者のスポーツの促進に関する請願

請願者 愛媛県宇和島市明倫町三ノ四
兵頭芳子 外九十九名

紹介議員 猪熊 重二君

この請願の趣旨は、第一二〇八号と同じである。

第一九三号 平成六年二月二十三日受理
身体障害者スポーツの促進に関する請願

請願者 岐阜県東字和郡野村町大字野村四
〇七 藤田悟 外九十九名

紹介議員 常松 克安君

この請願の趣旨は、第一二〇八号と同じである。

第二〇八号 平成六年二月二十三日受理
身体障害者スポーツの促進に関する請願

請願者 愛媛県宇和島市杉戸町二、三三八ノ五
日高淳 外九十九名

紹介議員 高桑 栄松君

この請願の趣旨は、第二〇八号と同じである。

第二一〇号 平成六年二月二十三日受理
身体障害者スポーツの促進に関する請願

請願者 愛媛県宇和島市和霊町東町一丁目
徳田サツキ 外九十九名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二〇八号と同じである。

改善である。その他に大会開催の経済的困難など身体障害者スポーツには難問が山積みである。ついては、これらの解決のため、次の事項について実現を図られたい。
一、身体障害者福祉法に基づく車いすの支給に関する請願の趣旨は、第一二〇八号と同じである。

二、身体障害者福祉法に基づく車いすの支給に関する請願の趣旨は、第一一号と同じである。

三、身体障害者スポーツの各種大会に関し、公的補助を実施すること。

四、身体障害者の国民体育大会にて、昨今増加している車いすテニス等の新競技を検討し、採用すること。

五、身体障害者スポーツの促進に関する請願の趣旨は、第一二〇八号と同じである。

六、身体障害者スポーツの促進に関する請願の趣旨は、第一二〇八号と同じである。

七、身体障害者スポーツの促進に関する請願の趣旨は、第一二〇八号と同じである。

八、身体障害者スポーツの促進に関する請願の趣旨は、第一二〇八号と同じである。

九、身体障害者スポーツの促進に関する請願の趣旨は、第一二〇八号と同じである。

十、身体障害者スポーツの促進に関する請願の趣旨は、第一二〇八号と同じである。

十一、身体障害者スポーツの促進に関する請願の趣旨は、第一二〇八号と同じである。

十二、身体障害者スポーツの促進に関する請願の趣旨は、第一二〇八号と同じである。

十三、身体障害者スポーツの促進に関する請願の趣旨は、第一二〇八号と同じである。

十四、身体障害者スポーツの促進に関する請願の趣旨は、第一二〇八号と同じである。

十五、身体障害者スポーツの促進に関する請願の趣旨は、第一二〇八号と同じである。

十六、身体障害者スポーツの促進に関する請願の趣旨は、第一二〇八号と同じである。

十七、身体障害者スポーツの促進に関する請願の趣旨は、第一二〇八号と同じである。

十八、身体障害者スポーツの促進に関する請願の趣旨は、第一二〇八号と同じである。

十九、身体障害者スポーツの促進に関する請願の趣旨は、第一二〇八号と同じである。

二十、身体障害者スポーツの促進に関する請願の趣旨は、第一二〇八号と同じである。

二十一、身体障害者スポーツの促進に関する請願の趣旨は、第一二〇八号と同じである。

二十二、身体障害者スポーツの促進に関する請願の趣旨は、第一二〇八号と同じである。

二十三、身体障害者スポーツの促進に関する請願の趣旨は、第一二〇八号と同じである。

二十四、身体障害者スポーツの促進に関する請願の趣旨は、第一二〇八号と同じである。

二十五、身体障害者スポーツの促進に関する請願の趣旨は、第一二〇八号と同じである。

二十六、身体障害者スポーツの促進に関する請願の趣旨は、第一二〇八号と同じである。

二十七、身体障害者スポーツの促進に関する請願の趣旨は、第一二〇八号と同じである。

二十八、身体障害者スポーツの促進に関する請願の趣旨は、第一二〇八号と同じである。

二十九、身体障害者スポーツの促進に関する請願の趣旨は、第一二〇八号と同じである。

三十、身体障害者スポーツの促進に関する請願の趣旨は、第一二〇八号と同じである。

三十一、身体障害者スポーツの促進に関する請願の趣旨は、第一二〇八号と同じである。

三十二、身体障害者スポーツの促進に関する請願の趣旨は、第一二〇八号と同じである。

三十三、身体障害者スポーツの促進に関する請願の趣旨は、第一二〇八号と同じである。

三十四、身体障害者スポーツの促進に関する請願の趣旨は、第一二〇八号と同じである。

三十五、身体障害者スポーツの促進に関する請願の趣旨は、第一二〇八号と同じである。

三十六、身体障害者スポーツの促進に関する請願の趣旨は、第一二〇八号と同じである。

三十七、身体障害者スポーツの促進に関する請願の趣旨は、第一二〇八号と同じである。

国民医療の改善等に関する請願

請願者 愛知県安城市里町五郎兵衛一九

河合篤英 外九十九名

紹介議員 前畑 幸子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

この請願の趣旨は、第四二号と同じである。
この請願の趣旨は、第一一号と同じである。

第二二〇号 平成六年二月二十四日受理
身体障害者スポーツの促進に関する請願

請願者 香川県木田郡三木町下高田三、二

五七 田村治仁 外百名

紹介議員 浜四津敏子君

この請願の趣旨は、第二〇八号と同じである。

第二二一号 平成六年二月二十四日受理
身体障害者スポーツの促進に関する請願

請願者 愛媛県宇和島市 笹町一丁目 川中

和子 外九十九名

紹介議員 統 調弘君

第二二二号 平成六年二月二十四日受理
年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市駒生町六四八 鈴木市三郎

九 宮成金重

紹介議員 釣宮 瞳君

第二二三号 平成六年二月二十四日受理
年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願

請願者 大分県大野郡千歳村大字船田四〇

池田定

紹介議員 永野 茂門君

第二二四号 平成六年二月二十四日受理
年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願

請願者 大分県佐伯市中村北町二ノ二六

田中

紹介議員 統 調弘君

第二二五号 平成六年二月二十四日受理
年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願

請願者 四 高田真由美 外九十九名

四 高田順郎君

紹介議員 及川 順郎君

第二二六号 平成六年二月二十四日受理
年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願

請願者 八 鈴木富光

高知市伊尾木七九六

紹介議員 外百名

第二二七号 平成六年二月二十四日受理
年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願

請願者 三 三井義典

外十名

紹介議員 大久保直彦君

第二二八号 平成六年二月二十四日受理
戦時災害援護法の制定に関する請願

請願者 小出憲一 外十名

紹介議員 谷畠 孝君

第三条 国は、本邦への帰国を希望する中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するため、必要な施

付託された。

一、中國残留邦人等の円滑な帰国を促進するための法律案(衆)

住帰国後の自立の支援に関する法律案(衆)

第三条 国は、本邦への帰国を希望する中国残留

邦人等の円滑な帰国を促進するため、必要な施

付託された。

中国残留邦人等の円滑な帰国を促進及び永住

この請願の趣旨は、第四二号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一号と同じである。

この請願の趣旨は、第二〇八号と同じである。

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一号と同じである。

中国残留邦人等の円滑な帰国を促進及び永住

帰国後の自立の支援に関する法律案

中国残留邦人等の円滑な帰国を促進及び永住

帰国後の自立の支援に関する法律案

中国残留邦人等の円滑な帰国を促進及び永住

この請願の趣旨は、第四二号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一号と同じである。

策を講ずるものとする。

第四条 国及び地方公共団体は、永住帰国した中

國残留邦人等の地域社会における早期の自立の

促進及び生活の安定を図るため、必要な施策を

講ずるものとする。

第五条 国及び地方公共団体は、中国残留邦人等

の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支

援のための施策を有機的連携の下に総合的に、

行うこととする。

第六条 国は、中国残留邦人等が永住帰国する場

合には、当該中国残留邦人等に対し、厚生省令

で定めるところにより、当該永住帰国のための

旅行に要する費用(当該永住帰国する中国残留

邦人等と本邦で生活を共にするために本邦に入

居するものとして厚生省令で定める者

に規定する当該親族等をいう。以下第十一条ま

でにおいて同じ。)が出入国管理及び難民認定法

(昭和二十六年政令第三百十九号)その他出入国

に関する法令の規定に基づき円滑に帰国し又は

入国することができるよう特別の配慮をするも

のとする。

(自立支度金の支給)

第七条 国は、中国残留邦人等が永住帰国した場

合には、当該中国残留邦人等に対し、厚生省令

で定めるところにより、中国残留邦人等及びそ

の親族等の生活基盤の確立に資するために必要

な資金を、一時金として支給する。

(生活相談等)

第八条 国及び地方公共団体は、永住帰国した中

國残留邦人等及びその親族等が日常生活又は社

会活動に支障をきたす場合、厚生省令で定める

ところにより、中国残留邦人等及びその親族等

が日常生活又は社会活動に支障をきたす場合、

厚生省令で定めるところにより、中国残留邦人等

及びその親族等が日常生活又は社会活動に支障を

いたす場合、厚生省令で定めるところにより、中

國残留邦人等及びその親族等が日常生活又は社会

活動に支障をいたす場合、厚生省令で定める所

により、中国残留邦人等及びその親族等が日常生活又は社会活動に支障をいたす場合、厚生省令で定める所

請願者 仙台市宮城野区小田原一ノ九ノ二 紹介議員 楠崎 泰昌君 この請願の趣旨は、第一一号と同じである。
第三三三号 平成六年三月四日受理 年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願 請願者 京都市下京区西洞院五条上ル 奥村侑久 外百三十一名 紹介議員 西田 吉宏君 この請願の趣旨は、第一一号と同じである。
第三四五号 平成六年三月七日受理 年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願 請願者 秋田県湯沢市岡田町七ノ一四 石村重雄 紹介議員 細谷 昭雄君 この請願の趣旨は、第一一号と同じである。
第三五六号 平成六年三月七日受理 年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願 請願者 仙台市宮城野区鶴ヶ谷五ノ二ノ一 紹介議員 鈴木修一 外二百九十三名 この請願の趣旨は、第一一号と同じである。
第三五二号 平成六年三月七日受理 年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願 請願者 今泉徳衡 紹介議員 遠藤 要君 この請願の趣旨は、第一一号と同じである。
第三五四号 平成六年三月七日受理 年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願 請願者 福岡県田川郡添田町大字添田一 紹介議員 村上 正邦君 この請願の趣旨は、第一一号と同じである。
第三五六号 平成六年三月七日受理 年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願 請願者 吉田トキ子 外二万八百四十六名 紹介議員 萩野 浩基君 この請願の趣旨は、第一一号と同じである。
第三六七号 平成六年三月八日受理 退職後の生活の安定と生きがいに関する請願 請願者 宮城県石巻市泉町三ノ七ノ三二 紹介議員 安永 英雄君 この請願の趣旨は、第一一号と同じである。
第三七七号 平成六年三月八日受理 年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願 請願者 吉村剛太郎君 この請願の趣旨は、第一一号と同じである。
第三七七号 平成六年三月八日受理 年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願 請願者 吉村剛太郎君 この請願の趣旨は、第一一号と同じである。
第三七七号 平成六年三月八日受理 年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願 請願者 藤忠義 外八百九十一名 紹介議員 大木 浩君 現職時代に我が国の平和と民主主義確立のため、不安が高まりつつある。高齢期を迎える人々は、もとより現職者の間にも、高齢期に対する生活

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

年金水準の確保及び年金の供給調整の緩和に関する請願
第三八三号 平成六年三月九日受理

年金水準の確保及び年金の供給調整の緩和に関する請願
第三八三号 平成六年三月九日受理

紹介議員 川沼 細谷 昭雄君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三八七号 平成六年三月九日受理
真に人権保障に基づく障害者施策の確立に関する請願
第三八七号 平成六年三月九日受理

紹介議員 佐藤 勇君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三八九号 平成六年三月九日受理
身体障害者スポーツの促進に関する請願
第三八九号 平成六年三月九日受理

紹介議員 菅野 寿君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三九〇号 平成六年三月九日受理
紹介議員 菅野 寿君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三九二号 平成六年三月九日受理
年金水準の確保及び年金の供給調整の緩和に関する請願
第三九二号 平成六年三月九日受理

紹介議員 吉川 博君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三九三号 平成六年三月九日受理
年金水準の確保及び年金の供給調整の緩和に関する請願
第三九三号 平成六年三月九日受理

紹介議員 吉川 博君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三九四号 平成六年三月九日受理
年金水準の確保及び年金の供給調整の緩和に関する請願
第三九四号 平成六年三月九日受理

紹介議員 吉川 博君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三九五号 平成六年三月九日受理
年金水準の確保及び年金の供給調整の緩和に関する請願
第三九五号 平成六年三月九日受理

紹介議員 吉川 博君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三九六号 平成六年三月九日受理
年金水準の確保及び年金の供給調整の緩和に関する請願
第三九六号 平成六年三月九日受理

紹介議員 川沼 細谷 昭雄君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三九七号 平成六年三月十日受理
保育制度の拡充に関する請願
第三九七号 平成六年三月十日受理

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三九八号 平成六年三月十日受理
保育制度の拡充に関する請願
第三九八号 平成六年三月十日受理

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

政府は、公的年金制度の一元化など平成六年財政再計算期に向けて着々と準備を進めている。この中で、厚生年金や共済年金の支給開始年齢を六十五歳に後退させ、さらに年金額の再引下げ、年金化が進み、無年金者が増加しており、また、年金受給者の五十六%は月額三万円程度にすぎない。われわれは、全額国庫負担の「最低保障年金」を創設し、年金制度を抜本的に改善し、すべての国民が安心して老後を送ることができるよう求める。あわせて、国会の「統合一元化法案」が提出されてから審議を始めるというこれまでの通例を乗り越え、国政の最重要課題として政治的な高い視野から年金問題を審議するよう求め。ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、厚生年金、共済年金の支給開始年齢を六十五歳に引き延ばすことをやめ、保険料・掛金の引上げ、年金額の再引下げ、スライドの改悪などを行わないこと。

二、すべての国民に六十歳から無条件で支給する全額国庫負担の「最低保障年金制度」を創設すること。この中で無年金者をなくすこと。このため、現在の基礎年金に対する国庫負担三分の一を段階的に引き上げ、できるだけ早く全額ことができる年金額に引き上げること。在職者老年年金を根本的に改善すること。また老齢年金は非課税とすること。

四、厚生年金・共済年金の保険料・掛金の負担割合を労働者三、使用者七とすること。零細事業主に対しては特別の助成措置によって負担増を抑えること。鉄道共済などの赤字救済は、年金制度間の財政調整をやめ全額国の責任で解決すること。

五、制度上の不備で無年金者となっている障害者に対し、直ちに年金を支給すること。二十歳以上の学生に年金権を保障し、保険料を特別に免除すること。復帰前の沖縄県民の年金権を完全に保障すること。女性の年金権を拡充・改善すること。遺族年金を抜本的に改善すること。また併給を認めること。

六、百兆円を超える年金積立金の管理・運営に被保険者を参加させ、そのすべてを年金改善と福祉事業のみに活用すること。

第三九七号 平成六年三月十日受理
保育制度の拡充に関する請願
第三九七号 平成六年三月十日受理

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

日本の保育所は、昭和二十二年の児童福祉法制定以来、保育所措置制度を通して市町村に普及・定着し、国民の切実な要求と運動によって今日まで発展してきた。この制度は、職員配置など最低基準を設けることや、必要な費用負担を国と自治体に義務付け、全国どこでも一定水準の保育を保障する上で重要な役割を果たしている。しかし、国は、千九百八十年代の臨調「行革」の下、保育所への国庫負担率を十分の八から十分の五に削減するなどその基本責任を大きく後退させたため、各地では保育料値上げ、保育所の定員削減や統廃合、保母の人員削減などが続出し、保育所を利用したくても入所できないといった深刻な事態さえ生まれ、改めて保育所への国庫負担を増やし、公

は、地方自治体や保育関係団体など多くの関係者は、国民の反対で、平成五年度は見送りとしたものの、厚生省は、改めて児童福祉法に基づく保育所保母らの人件費(措置費)を地方自治体に負担転嫁する方針を打ち出し、今日求められていない方向に逆行する姿勢を明らかにしてきた。これは、新聞報道によれば、保育所を児童福祉法から切り離して別立ての「保育サービス法」(仮称)の制定も検討しているとされている。これは、子供の発達と父母の働く権利の保障を国と自治体に義務付けた保育所措置制度を根底から切り崩し、子供の保育される権利を脅かすものである。今日、国民の労働と生活は変化し、子供たちの発達に大きな影響をもたらし、新しい形での「保育に欠ける」状態は広がり、国と自治体の責任を明確にしている現行保育所措置制度の一層の充実こそが求められている。あわせて、安心して子育てができるよう、子供の権利を守り、国と自治体の責任による豊かな保育・子育ての保障を求める。ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、児童福祉法に基づく保育所措置制度と子供の権利を守り、国と自治体の責任で豊かな保育を保障すること。

二、安心して子育てができるよう保育所、児童館、学童保育、母子保健などを拡充し、予算を増やすこと。

第三九八号 平成六年三月十日受理
保育制度の拡充に関する請願
第三九八号 平成六年三月十日受理

紹介議員 新潟市万代一ノ一ノ四ノ一、一〇
四、佐藤和子 外三万四千三百四十九名
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

三、現行の低い年金水準を、健康で文化的な生活ができる年金額に引き上げること。在職者老年年金

紹介議員 有惣 正治君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第三九九号 平成六年三月十日受理

保育制度の拡充に関する請願

請願者 東京都中野区中央五ノ一〇ノ一一

梅田国太郎 外三万四千三百四十八名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四〇〇号 平成六年三月十日受理

保育制度の拡充に関する請願

請願者 長野県大町市大字常盤三、五七〇四十九名

ノ六 小林秀人 外三万四千三百四十九名

紹介議員 藤壽 弘君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四〇一号 平成六年三月十日受理

保育制度の拡充に関する請願

請願者 岩手県盛岡市緑が丘二ノ八ノ一七

和泉幸蔵 外三万四千三百四十八名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四〇二号 平成六年三月十日受理

保育制度の拡充に関する請願

請願者 京子 外三万四千三百四十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四〇三号 平成六年三月十日受理

保育制度の拡充に関する請願

請願者 京都市北区杉阪道風町六一ノ一

尾島俊明 外三万四千三百四十八名

名 紹介議員 有惣 正治君

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四〇四号 平成六年三月十日受理

保育制度の拡充に関する請願

請願者 神戸市須磨区菅の台七ノ九ノ一一

安井秀夫 外三万四千三百四十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四〇五号 平成六年三月十日受理

保育制度の拡充に関する請願

請願者 名古屋市天白区原二ノ三〇一平針

原住宅二ノ四〇六 伊藤秀司 外三万四千三百四十九名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四〇六号 平成六年三月十日受理

保育制度の拡充に関する請願

請願者 大阪府高槻市真上町一ノ一四ノ一

二 渡辺渡 外三万四千三百四十九名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四〇七号 平成六年三月十日受理

保育制度の拡充に関する請願

請願者 奈良市青山七ノ一九〇 山田玉巳

外三万四千三百四十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四〇八号 平成六年三月十日受理

保育制度の拡充に関する請願

請願者 横浜市神奈川区六角橋六ノ三一ノ

寺島邦子 外九十九名

紹介議員 聰壽 弘君
この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第四〇九号 平成六年三月十日受理

国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 熊本市島崎一ノ一三ノ一四ノ一八

横嶋泰 外四名

紹介議員 紀平 梶子君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四一〇号 平成六年三月十日受理

保育制度の拡充に関する請願

請願者 群馬県桐生市堤町二ノ五ノ二〇

紹介議員 北爪アキ

この請願の趣旨は、第一一號と同じである。

第四一一号 平成六年三月十日受理

年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願

請願者 北九州市門司区丸山吉野町一二ノ

上野 公成君

この請願の趣旨は、第一一號と同じである。

第四一二号 平成六年三月十日受理

年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願

請願者 北九州市門司区丸山吉野町一二ノ

酒井虎藏 外九名

紹介議員 合馬 敬君

五、全額国庫負担による最低保障年金(月額七万円)を創設し、無年金者・低額年金者を解消すること。当面、国民年金(基礎年金)に対する国庫負担率を三分の二に引き上げること。

六、雇用保険(失業給付)は現行どおり、年金と併給とすること。当面、国民年金(基礎年金)に対する国庫負担率を三分の二に引き上げること。

七、保険料労使負担割合を計画的に労三、使七に改めるとともに、小零細企業負担への助成措置を行うこと。

八、各年金制度の積立金を含む管理・運営は被保險者(労働組合)代表の参加により民主化すること。

九、昭和六十年年金法による給付削減等の経過措置は停止すること。

十、国民年金の死亡一時金は大幅に改善すること。老齢福祉年金の扶養義務者の所得制限をやめること。

十一、無年金障害者への年金の支給と高齢障害者の年金については加算などの改善を行うこと。

十二、育児休業中の保険料本人負担分は免除すること。

十三、復帰前の沖縄県民の年金権を保障すること。

十四、年金支給開始年齢の六十五歳還てをやめる実現を要求する。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、年金支給開始年齢の六十五歳還てをやめる実現を要求する。ついては、次の事項について実現を図られたい。

二、年金支給開始年齢の六十五歳還てをやめる実現を要求する。ついては、次の事項について実現を図られたい。

三、在職老齢年金を根本的に改善するとともに、

国民年金上支給割合を引き上げること。

四、年金額算定は、手取り(税・社会保険料を除いた)賃金とせず、現行どおりとすること。

第五款症	一二二款症	一、六〇六、〇〇〇円
第三款症	一、二八九、〇〇〇円	四、四二二、六〇〇円
第四款症	一、〇三七、〇〇〇円	三、六六九、六〇〇円
第五款症	九一六、〇〇〇円	二、五八五、八〇〇円
第六款症	一一〇七四、七〇〇円	

第八条第二項中「一万二千円」を「一万四千円」に改め、同項第二号中「十八歳未満であつて」を「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつて」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

障害の程度	金額
第一款症	五、八〇二、〇〇〇円
第二款症	四、八一二、〇〇〇円
第三款症	四、一二九、〇〇〇円
第四款症	三、三九二、〇〇〇円
第五款症	二、七二〇、〇〇〇円

第八条の二第一項の表を次のように改める。

障害の程度	金額	金額
特別項目症	第一項症の年金額に二、九一〇、五〇〇円以内の額を加えた額	
第一項症	四、一五七、八〇〇円	
第二項症	三、四六七、九〇〇円	
第三項症	二、八六六、一〇〇円	
第四項症	二、二七一、八〇〇円	
第五項症	一、八四七、六〇〇円	
第六項症	一、四九七、一〇〇円	
第一款症	一、三六一、〇〇〇円	
第二款症	一、二三八、八〇〇円	
第三款症	九九五、九〇〇円	
第四款症	八〇四、八〇〇円	
第五款症	七〇七、九〇〇円	

第八条の二第三項の表を次のように改める。

一、保健所法の廃止と保健所の統廃合反対、公衆衛生対策の強化に関する請願(第四五七号)	この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。
(第四五八号)(第四五九号)(第四六〇号)(第四六一号)(第四六二号)(第四六三号)(第四六〇号)(第四六四号)(第四六五号)(第四六六号)(第四六七号)	第四二四号 平成六年三月十一日受理
一、重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者が同居入所可能な社会福祉施設の実現化に関する請願(第四七二号)	豊かな老後のための公的年金制度改善に関する請願
一、重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者が同居入所可能な社会福祉施設の実現化に関する請願(第四七三号)	この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。
一、国民本位の公的年金制度改革に関する請願(第四七七号)	第四二七号 平成六年三月十一日受理
一、男性介護人に関する請願(第四七八号)	紹介議員 上野 雄文君
一、公的年金制度改革に関する請願(第四七八号)	請願者 群馬県太田市新井町五二四ノ五 渡辺万喜男 外百十八名
一、豊かな老後のための公的年金制度改革に関する請願(第四八一号)	この請願の趣旨は、第一一号と同じである。
一、年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願(第四八二号)	紹介議員 吉村剛太郎君
第四一九号 平成六年三月十一日受理	請願者 福岡県春日市春日原南町三ノ一八 山本繁美
国民本位の公的年金制度改革に関する請願	この請願の趣旨は、第一一号と同じである。
請願者 熊本県玉名市立願寺七五四ノ一 田川尚道 外四名	第四三二号 平成六年三月十四日受理
紹介議員 紀平 健子君	紹介議員 粟原 君子君
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。	請願者 二木村要子 外千名
第四三三号 平成六年三月十四日受理	この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。
国民本位の公的年金制度改革に関する請願	紹介議員 栗原 君子君
請願者 熊本県玉名市立願寺七五四ノ一 田川尚道 外四名	請願者 秋田県北秋田郡鷹巣町東横町三ノ一三 浅田キサ 外五名
紹介議員 紀平 健子君	紹介議員 細谷 昭雄君
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。	請願者 一三 浅田キサ 外五名
第四四五号 平成六年三月十五日受理	この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。
豊かな老後のための公的年金制度改革に関する請願	紹介議員 細谷 昭雄君
請願者 兵庫県宝塚市仁川高丸三ノ一ノ一 九 田中克己 外四百九十九名	請願者 小幡正子 外六千百四十五名
紹介議員 立木 井政夫 外九十九名	紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。	請願者 宮城県塩竈市松陽台三ノ二五ノ四
第四三七号 平成六年三月十四日受理	保健所法の廃止と保健所の統廃合反対、公衆衛生対策の強化に関する請願
国民本位の公的年金制度改革に関する請願	紹介議員 西野 康雄君
請願者 川崎市多摩区菅野戸呂四ノ二 井政夫 外九十九名	請願者 小幡正子 外六千百四十五名
紹介議員 立木 洋君	この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。	紹介議員 細谷 昭雄君
第四四九号 平成六年三月十五日受理	保健所法の廃止と保健所の統廃合反対、公衆衛生の拡充強化を義務付けることに関する請願
年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願	紹介議員 西野 康雄君
請願者 群馬県多野郡吉井町吉井一四 江 原一郎	請願者 群馬県多野郡吉井町吉井一四 江 原一郎
紹介議員 山本 富雄君	請願者 群馬県多野郡吉井町吉井一四 江 原一郎
この請願の趣旨は、第一一号と同じである。	請願者 群馬県多野郡吉井町吉井一四 江 原一郎
第四五四号 平成六年三月十六日受理	保健法の趣旨を実現するため、住民の健康要求全般にこたえるために、公衆衛生サービスの第一線機関として、これまで厳しい予算の下でも食品・環境衛生対策及び結核・母子保健・成人病対策などに力を注いで、成果を収めてきている。ところが、厚生省は、住民の健康要求にこたえるサービス機関としての全国八百五十箇所余りの保健所を廃止し、四百箇所程度の管理事務所に変えようと

している。市町村に対して、専門職員の増員や財政保障を十分せずに、業務を委譲したり、民間委託（有料化）を拡大しようとしている。私たちは、地域住民の疾病予防と健康の増進、安全・快適な生活環境条件の確保のため、保健所の統廃合と保健衛生業務の民間委託すなわち有料化には反対であり、保健所と市町村の公衆衛生行政の拡充強化を求める。については、次の事項について実現を図られたい。

して いる。市町村に 対して、専門職員の増員や財政保障を十分せずに、業務を委譲したり、民間委

第四五九号 平成六年三月十六日受理
保健所法の廃止と保健所の統廃合反対、公衆衛生
対策の強化に関する請願

講願者 東京都練馬区三原台一ノ六ノ一五
岡田則子 外六千百四十五名

この請願の趣旨は、第四五七号と同じである。

卷之三

保健所法の廃止と保健所の統廃合反対、公衆衛生

請願者 福岡県遠賀郡水巻町大字吉田二、

五十六
六一〇二
三清观
六千百四十五名

経営者 聽講 弘志
この講演の趣旨は、第四五七号と同じである。

卷之三

保健所法の廃止と保健所の統廃合反対、公衆衛生

請願者 北海道勇払郡追分町若草二ノ一

大醫好古 外六千百四十六卷

」の諸願の趣旨は、第四五七号と同じである。

第四六二号 平成六年三月十六日受理

公務執行の強化と公務執行の総合改革 対策の強化に関する請願

請願者
長野市大字安茂里二、八一五八一
五 岩崎明子 外六千百四十五名

紹介議員 立木 洋君

11 of 11

第四章 第二節 第三項 保衛所の統廃合反対、公衆衛生

対策の強化に関する請願
請願者 京都府竹野郡丹後町筆石三五一

清水弘文 外六千百四十六名

紹介議員 西山登紀子君

第七部 厚生委員会会議録第三号 平成六年三月二十九日【参議院】

この請願の趣旨は、第四五七号と同じである。	
紹介議員 橋本 敦君	この請願の趣旨は、第四五七号と同じである。
十五名	十五名
八〇九 田中みさこ 外六千五百四	八〇九 平成六年三月十六日受理
請願者 岡山県真庭郡落合町大字古見一、	保健所法の廃止と保健所の統廃合反対、公衆衛生対策の強化に関する請願
紹介議員 斎藤 文夫君	この請願の趣旨は、第一一号と同じである。
勤 外八十一名	年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願
請願者 京都市上京区寺町通鴨山町一ノ九	この請願の趣旨は、第一一号と同じである。
紹介議員 林田 悠紀夫君	この請願の趣旨は、第一一号と同じである。
大樹隆二 外二百五名	第四七〇号 平成六年三月十六日受理
請願者 大阪府枚方市村野南町二ノ一五ノ三〇二 谷野千賀子 外六千五百四十五名	保健所法の廃止と保健所の統廃合反対、公衆衛生対策の強化に関する請願
紹介議員 林 紀子君	この請願の趣旨は、第四五七号と同じである。
平成六年三月十六日受理	この請願の趣旨は、第四五七号と同じである。
紹介議員 吉岡 吉典君	保健所法の廃止と保健所の統廃合反対、公衆衛生対策の強化に関する請願
十五名	請願者 大分市上野丘西一六ノ二四河野ビル三〇二 成迫裕美 外六千五百四十五名
この請願の趣旨は、第四五七号と同じである。	この請願の趣旨は、第四五七号と同じである。
第四六七号 平成六年三月十六日受理	第四六六号 平成六年三月十六日受理
紹介議員 吉岡 吉典君	紹介議員 林 紀子君
吉原莊二〇三 北村和夫 外六千四十五名	吉原莊二〇三 北村和夫 外六千四十五名
請願者 横浜市戸塚区下倉田町一、一一六	請願者 横浜市戸塚区下倉田町一、一一六
この請願の趣旨は、第四五七号と同じである。	この請願の趣旨は、第四五七号と同じである。
第四六七号 平成六年三月十六日受理	第四六七号 平成六年三月十六日受理
紹介議員 吉川 春子君	紹介議員 前島英三郎君
第四六七号 平成六年三月十六日受理	紹介議員 藤井鞠子 外六百八十一名
保健所法の廃止と保健所の統廃合反対、公衆衛生対策の強化に関する請願	重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者が同居入所可能な社会福祉施設の実現化に関する請願(二通)
請願者 横浜市戸塚区下倉田町一、一一六	請願者 長野県上田市常人一ノ一四ノ一三
この請願の趣旨は、第四五七号と同じである。	重度心身障害者とその両親又はその介護者、寝たきり老人とその介護者が究極の場を迎えたとき、社会福祉施設に同居入所ができるよう、その実現化につき、一日も早く受入体制をつくられたい。
紹介議員 吉川 春子君	理由
吉原莊二〇三 北村和夫 外六千四十五名	(一) 現行の老人ホームは有料、無料を問わず両親が老人ホームに入らねばならないとき、重度心身障害者は別の施設に入らねばならず、一家離散、家庭崩壊の結果が生じる。このことは、寝たきり老人とその介護者にとっても同じことである。(二) 重度心身障害者、寝たきり老人は言語障害があるため、その介護者の理解力と愛情に支えられての生命維持であり、その介護者の究極の場を迎えたときは、別々の施設に入らねばならず、代弁者を失つたその患者は訴える手段も理解してもららず、抗議することもできないため一方的に押しつぶされてしまうことになり、人間が人間らしく喜

怒哀樂を願うことも許されない結果が生じる。

(三) 国際家族年と銘打たれ意義ある年を迎えた今日、長年にわたり自宅介護で重度心身障害者、寝たきり老人を責任を持って家族として支えながら、社会の人々に迷惑を掛けないよう、努力して懸命に生きた介護者が究極の場を迎えたとき同居入所能な社会福祉施設が強く望まれている。それは核家族化した現状下では、残してゆかねばならないその患者を安心して託せる公的施設が切実に欲しいのである。(四) 長野県上田市では、市提供の土地に社会福祉法人しいのみ会が国・県・市・近隣の行政機関の補助を得て、地元住民の理解もあり、特別養護老人ホーム、重度心身障害者施設が合築され、また同敷地内に市のデイサービスセンター及び介護支援センターも併設されて市の委託を受け、同会が運営管理も任され、ようやく総割り行政に横糸が打ち込まれ、新しい社会福祉施設が動き出した。(五) 地方行政の懸命な努力と草の根運動の庶民の願いは世界国家社会の成り立ちが一つ一つの家族の集合体であると再認識された現在、せめて終えんだけは家族が家族らしくと願つてやまない。同居可能施設の実現化につき、その受入体制をつくることを希望する。上田市のような社会福祉施設の活用のために國としても法的措置を採ることを求める。

第四七二号 平成六年三月十六日受理

重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人との介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願

請願者 長野県上田市五加一、〇一〇ノ七

井出誠

紹介議員 前島英三郎君

重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人との介護者の家族が同居可能な社会福祉施設を設置されたい。

(一) 現行の老人ホームは有料、無料を問わず、両親が老人ホームに入ろうとするとき、重度心身

障害者は施設に入らねばならず、一家は離散、家庭崩壊の結末を迎える。これは、寝たきり老人とその介護者にとって同じことが言える。(二)

重度心身障害者及び寝たきり老人は、言語障害があるため、現行の社会福祉行政の下では、施設に収容されれば訴える手段一つ持てないばかりか、人間が人間らしく喜怒哀樂を願うこともできず、また、押しつぶされても抗議することもできない。(三) 重度心身障害者も、寝たきり老人も、家族の支えがあつてこそ生き抜け、社会への貢献もできる。(四) 現在、障害者を抱えた両親又はその介護者及び寝たきり老人の介護者は、自身の老い

ことができ、同居可能な社会福祉施設の設置が強く望まれている。現在ある老人ホームの一部でもその受入体制を立法化し、実施すべきである。

第四七三号 平成六年三月十六日受理

男性介護人に関する請願

請願者 藤井鞠子 外四百九十九名

紹介議員 前島英三郎君

介護を要する高齢者、障害者の数は年々増加しており、この介護に当たる介護担当職員の養成、確保が今日の大きな課題となっている。長野県における高齢者の例で見ても、寝たきり老人数は在宅

で約九千人、六箇月以上の入院者約二千五百人、その他施設で五千二百人を超す、計一万六千七百人程度となっており、また、在宅の痴呆(ほう)性老人数は推計で約一万八千九百人と言われ、こ

れらの老人の数は、長寿社会を迎えた現在、増加の一途をたどっている。これに対し、長野県においても、介護の専門職員として国で創設した介護

福祉士の資格を有する人々が誕生し、施設職員として、またホームヘルパー等としての配置が進められつつあるが、その数はまだまだ少ない。介護

福祉士の資格を有しない人も含めて、介護担当職員の数は、介護をする人の増加に比べ、十分と

は言えない状況にある。その中で、現在、重度障害者、寝たきり老人、痴呆性老人のための各種施設の職員や、デイサービスセンターの職員、ホームヘルパー等の介護担当職員は女性が多く、一般社会でもこれが当然のこと受け止められていているが、我が国には掛金が納められない人々を処遇する施設にこそ男性介護者の必要性がある。しかし、このような重度障害者や寝たきり老人等を処遇する施設にこそ男性介護者の必要性がある。また、その結果、介護担当職員が体を傷めることで無年金者が数百万人もあり、また国民年金は月額三万円程度にすぎない。ついては、大資本と国

の負担を増やすし、さらに軍事費の削減等によって高まってきた。女性だけでは体力的に無理がある。また、押しつぶされても抗議することもできない。また、押しつぶされても抗議することもできない。(三) 重度心身障害者も、寝たきり老人も、家

族の支えがあつてこそ生き抜け、社会への貢献もできる。女性だけでは体力的に無理がある。また、押しつぶされても抗議することもできない。(三) 重度心身障害者も、寝たきり老人も、家族の支えがあつてこそ生き抜け、社会への貢献もできる。女性だけでは体力的に無理がある。また、押しつぶされても抗議することもできない。(三) 重度心身障害者も、寝たきり老人も、家

族の支えがあつてこそ生き抜け、社会への貢献もできる。女性だけでは体力的に無理がある。また、押しつぶされても抗議することもできない。(三) 重度心身障害者も、寝たきり老人も、家

生年金や共済年金の支給開始年齢を六十五歳に引き上げ、さらに年金額の再引下げ、年金スライド

の大幅改悪等が行われようとしており、私たちは絶対に認めることはできない。国民皆年金と言わされているが、我が国には掛金が納められない人々を処遇する施設にこそ男性介護者の必要性がある。しかし、このような重度障害者や寝たきり老人等を処遇する施設にこそ男性介護者の必要性がある。また、押しつぶされても抗議することもできない。(三) 重度心身障害者も、寝たきり老人も、家

族の支えがあつてこそ生き抜け、社会への貢献もできる。女性だけでは体力的に無理がある。また、押しつぶされても抗議することもできない。(三) 重度心身障害者も、寝たきり老人も、家

十、年金は課税対象としないこと。

第四八一号 平成六年三月十七日受理

豊かな老後のための公的年金制度改善に関する請願

請願者

秋田市土崎港北一ノ一二ノ七 佐藤義邦

外百四名

紹介議員

細谷 昭雄君

この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第四八二号 平成六年三月十七日受理
年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願(二通)

請願者 富山県中新川郡上市町錦町四四

武田久平 外三百四十八名

紹介議員

鹿熊 安正君

この請願の趣旨は、第一一号と同じである。

第二号中正誤

ページ 段行 誤
二七 二一 正常
二 水原 清淨
水源 正

平成六年四月七日印刷

平成六年四月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C